

国不入企第24号
令和3年7月20日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）について

公共建築工事の発注に当たっては「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」を対象に解説した解説書（第二版）（平成30年10月17日）を通知し、これを参考として頂くようお願いをしていたところです。

今般、「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、新・担い手3法の施行及びこれを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことや、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書が改定され、別添1、2のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等、地方公共団体の営繕担当課あてに通知されましたのでお知らせします。なお、改定された解説書は別添3のとおりです。

貴職におかれましては、傘下の会員企業に対して、本通知の内容を周知頂きますようお願い申し上げます。

また、別添4、5のとおり、都道府県及び政令指定都市の契約担当部局・建設業担当部局あて、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

国 営 計 第 7 4 号
令 和 3 年 7 月 7 日

各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 様
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長 様
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 様

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部
計 画 課 長
(公 印 省 略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）について

今般、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、新・担い手 3 法の施行及びこれを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことや、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書を改定したので、別添の通り送付する。

営繕部及び営繕事務所等において、引き続き、本解説書を活用するなどにより、答申に示された「公共建築工事における発注者の役割」について自覚し、その役割を適切に果たすよう努められたい。

なお、解説書（第三版）については、各省各庁、地方公共団体にも送付しているので、公共建築工事の発注者から答申や解説の趣旨、具体の運用方法等について相談があった場合は、適切に対応されたい。

(お問い合わせ先)
国 土 交 通 省 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課
03-5253-8111 (内線 23223, 23226)

国 営 計 第 7 6 号
令 和 3 年 7 月 7 日

全国営繕主管課長会議 構成員 様

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計 画 課 長
(公 印 省 略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）について

平素より官庁営繕行政の推進にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

今般、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、新・担い手 3 法の施行及びこれを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことや、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書を改定しましたので、別添の通り送付致します。

解説書（第三版）では、答申において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」についての解説、運用事例、参考資料等を掲載しておりますので、各構成員の皆様におかれましては、引き続き、必要に応じてこの解説書を適宜参考にして頂くとともに、企画・予算措置を行う部局、その他の関係する部局にも情報共有等して頂きますようお願い致します。

また、都道府県におかれましては、誠に恐縮ではございますが、貴都道府県内の市区町村に対しても本解説書を送付頂きますようお願い致します。

(お問い合わせ先)
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
03-5253-8111 (内線 23223, 23226)

公共建築工事の発注者の役割 解説書（第三版）

令和 3 年 7 月

国土交通省大臣官房官庁営繕部

- ※ この解説書は「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議会）において示された「公共建築工事における発注者の役割」に関する解説について、国土交通省大臣官房官庁営繕部において取りまとめたものです。
- ※ 「公共建築工事の発注者の役割」に関して発注者の参考となると考えられる情報を下記の URL（公共建築工事の発注者の役割ポータルサイト）で公開しています。
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html>

目次

1. 解説書について

- 解説書の位置付け
- 解説書の対象範囲
- 公共建築工事の発注者の役割（概要）
- 解説の構成と記載内容

2. 「公共建築工事の発注者の役割」解説

3. 答申本文と審議経緯等

- 答申本文
- 審議経緯等
 - ・ 社会資本整備審議会建築分科会官公庁施設部会 委員名簿
 - ・ 官公庁施設部会における審議経緯等

4. 関連資料

- 品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組

5. お問い合わせ先

- 公共建築相談窓口

1. 解説書について

○解説書の位置付け

この解説書は、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において、当面実施すべき施策として「本答申で示した発注者の役割に関する解説を作成する」とされたことを踏まえ、国土交通省大臣官房官庁営繕部において取りまとめたものです。

解説書においては、公共建築工事の発注者の役割に関する理解の促進に資するため、答申に示された公共建築工事の発注者の役割に関する解説や国土交通省の官庁営繕事業における運用事例等を示しています。国土交通省の官庁営繕事業における運用事例等については、それぞれの発注者の状況を踏まえて適宜参考として下さい。その際、各運用事例等の趣旨、さらに具体的な運用方法等については、最寄りの公共建築相談窓口（本解説書「5. お問い合わせ先」）へお問い合わせ下さい。また、答申や解説書を補足するものとして「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」（平成29年7月）がとりまとめられておりますので、そちらも適宜参考としてください。

なお、答申で示されているように、公共建築工事の発注者が置かれた状況は多様であることから、解説書については、多様な発注者のニーズを踏まえて、全国営繕主管課長会議における検討成果や時代に応じた新たな内容を追加するなど、継続的に見直しを図ることとしています。

（更新履歴）

平成29年 6月 第一版

平成30年10月 第二版

令和 3年 7月 第三版

「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（抜粋）

IV. 当面実施すべき施策

上記Ⅲ. の考え方を踏まえ、国土交通省は以下の施策を推進し、公共建築工事の発注者の業務が適切に行われるように努めるべきである。

（1）発注者の役割の理解の促進

国土交通省は、それぞれの発注者が本答申で示した発注者の役割を自覚するとともに、それぞれの事業部局においても十分に理解されるように、その役割について、発注者に対して十分な周知を図ること。

そのために、本答申で示した発注者の役割に関する解説を作成するとともに、研修等を通じて、発注者の理解の促進を図ること。

○解説書の対象範囲

答申は「Ⅰ. はじめに」から「Ⅴ. おわりに」までで構成されており、このうち解説書は「Ⅱ. 公共建築工事における発注者の役割」を対象としています。

解説書の対象範囲

【答申の構成】

Ⅰ. はじめに

Ⅱ. 公共建築工事における発注者の役割

→ 解説書の対象範囲

Ⅲ. 発注者がその役割を適切に果たすための方策

Ⅳ. 当面実施すべき施策

Ⅴ. おわりに

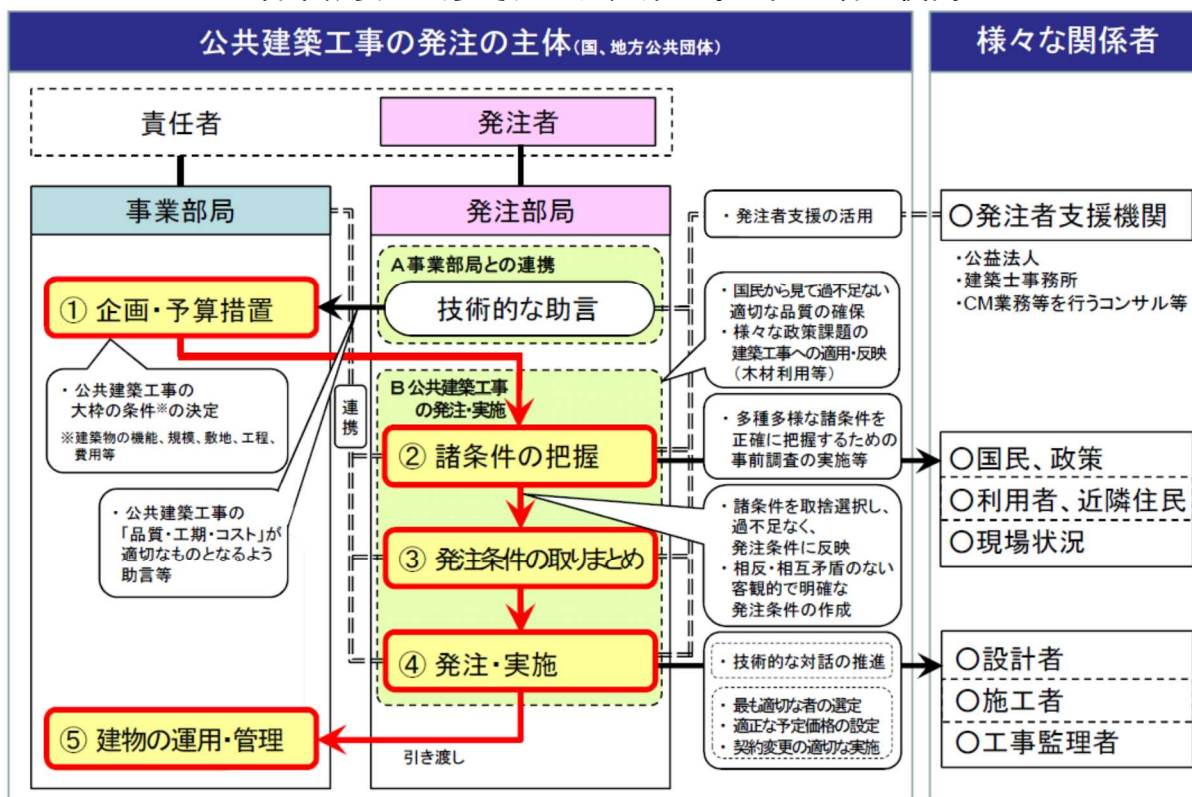
○公共建築工事の発注者の役割（概要）

以下は答申概要のうち「発注者の役割」に関する部分を抜粋したものです。

答申概要（抜粋）

1. 発注者の役割	
A：企画・予算措置を行う事業部局との連携（「技術的な助言等」）	
B：公共建築工事の発注・実施（「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」）	
公共建築工事の特徴	発注者に求められること
(1) 国等が主体となって行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 国民から見て過不足のない適切な品質の確保、様々な政策課題の建築工事への適用・反映 企画・予算措置を行う事業部局との連携
(2) 発注主体において、発注部局と事業部局が異なる場合が多い（事業部局は、企画・予算措置、施設管理を実施）	
(3) 建築工事ごとに様々な関係者が存在し（施設管理者、利用者、近隣住民等）、求められる諸条件も多種多様	<ul style="list-style-type: none"> 様々な関係者からの多種多様な諸条件を把握、取捨選択の上、過不足や相反・相互矛盾のない発注条件の取りまとめ 最も適切な設計者等の選定、告示に基づく予定価格の設定 民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格に反映
(4) 設計等に、建築基準法、建築士法が適用	
(5) 建築市場全体で、公共の割合が極めて小さい	

答申概要（参考）公共建築工事の発注者の役割



※以上のほか、発注者は、会計法（地方自治法）、品確法等の関係法令や設計・工事の契約書に定められた責務等を適切に果たすことが必要。

○解説の構成と記載内容

答申本文「Ⅱ. 公共建築工事における発注者の役割」をNO.1 からNO.19 に区分し、アンダーラインを付した部分に対する解説を、枠下の「■解説」に記載しています。同様の解説内容となる場合は、代表箇所[○]の区分において解説を記載することとし、代表箇所以外には破線のアンダーラインと代表箇所[○]の区分番号を付しています。

また、必要に応じて、関連する参考資料等が掲載されている国土交通省ホームページ等のURLを「■参考資料」として記載しています。なお、各参考資料は、今後改定等が行われる可能性があることから、「公共建築工事の発注者の役割ポータルサイト」の「解説書参考資料リンク一覧」(下記URL)に最新のURLを掲載していきます。

○公共建築工事の発注者の役割ポータルサイト

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html>

○解説書参考資料リンク一覧

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000039.html>

解説の構成と記載内容のイメージ

NO. ●【区分番号】 答申P●、L●～●【答申本文該当ページ、行】

【答申本文「Ⅱ. 公共建築工事における発注者の役割」について、NO.1～NO.19 に区分して抜粋し、解説する箇所にアンダーラインを付しています。】

【同様の解説内容となる場合は、代表箇所[○]の区分において解説を記載し、代表箇所以外の区分においては破線のアンダーラインと代表箇所[○]の区分番号、NO.●で解説を付しています。】

■解説

(【見出し】)

○ 【 解説を記載 】

(【見出し】)

○ 【 ” 】

(【見出し】)

○ 【 ” 】

■参考資料【必要に応じて、参考資料・掲載URLを記載】

① 参考資料名

<<https://www.mlit.go.jp/……>>

② 参考資料名

<<https://www.mlit.go.jp/……>>

2. 「公共建築工事の発注者の役割」解説

NO.1 答申 P3、L1～L4

Ⅱ. 公共建築工事における発注者の役割

公共建築工事の発注者の役割をわかりやすく示すために、まず、公共土木工事や民間建築工事との対比の下に、公共建築工事の特徴と発注者に求められることを明らかにし、それを踏まえて発注者の役割を整理している。

■解説

(「公共建築工事」の範囲等)

- 本答申において、公共建築工事とは、国及び地方公共団体（以下「国等」という。）が実施する建築物の新築、増築、改修工事等をいい、工事に加え、その企画、調査（敷地測量、地盤調査、既存建築物調査等）、設計、設計意図伝達、工事監理を含むものとしている。なお、公共建築工事の種別としては、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、エレベーター設備工事等がある。

(公共建築工事と公共土木工事・民間建築工事との対比)

- 公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）等に示されている発注者の責務は土木・建築共通の内容となっていることや、建築工事は民間が大多数を占めていることから、公共建築工事の発注者の役割を明確化するに当たって、以下の図のように、公共土木工事・民間建築工事との対比の下に公共建築工事の特徴と、その特徴を踏まえた発注者に求められることが明らかにされたものである。

(参考) 公共建築工事と公共土木工事・民間建築工事との対比 (例示)

	【建築工事】	【土木工事】
【公共工事】	<p>【公共建築工事】(1. は民間建築工事、2. ~5. は公共土木工事との対比)</p> <ol style="list-style-type: none"> 国等が主体的に行う事業である <ul style="list-style-type: none"> ○国民から見て過不足のない適切な品質確保 ○国等の政策を反映 ○国民に対する説明責任 発注部局と事業部局とが異なる場合が多い <ul style="list-style-type: none"> ○工事の企画立案の段階から事業部局と連携 ○工事の品質・工期・コストが適切なものとなるよう調整 事業部局以外にも多様な関係者が存在し、個別性が強い <ul style="list-style-type: none"> ○多様な関係者(※)の諸条件を把握・調整し、工事に反映 ※事業部局(施設管理者)、施設利用者、近隣住民等 設計業務、工事監理業務に、建築基準法、建築士法が適用される <ul style="list-style-type: none"> ○発注条件を適切に設定 ○最も適切な設計者等の選定 建築市場全体の中で、公共の占める割合が極めて小さい <ul style="list-style-type: none"> ○民間市場の動向を的確に把握し、発注条件や予定価格に反映 	<p>【公共土木工事】</p> <p>(1. は公共建築工事と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 基本的に施設管理者が発注を行っている □ 不特定多数の利用等を前提とした施設整備・管理を実施 □ 公物管理法等に基づき、設計や管理を実施 □ 公共工事が大多数
【民間工事】	<p>【民間建築工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 民間が主体的に行う事業である(1. との対比) <ul style="list-style-type: none"> ○発注者の裁量により事業を実施する <p>(2. 3. は公共建築工事と同様な傾向) (4. 5. は公共建築工事と同様)</p>	<p>公共建築工事における発注者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎企画・予算措置を行う事業部局との連携 ◎公共建築工事の発注と実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「諸条件の把握」 ・「発注条件のとりまとめ」 ・「設計・工事等の発注・実施」

数字:公共建築工事の特徴 ○:発注者に求められること(主なもの)
□:対比する工事の特徴 ◎:公共建築工事における発注者の役割

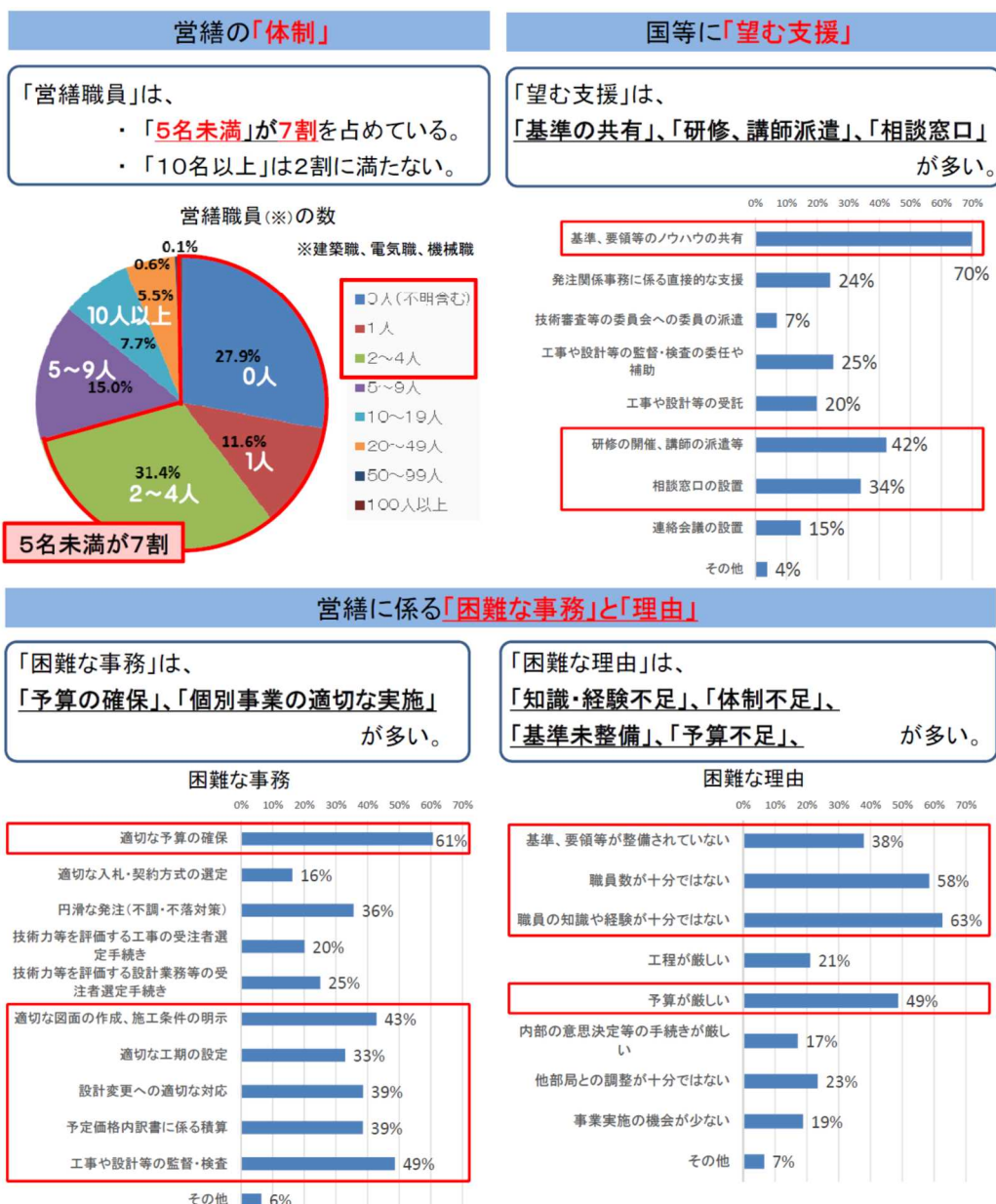
出典:社会資本整備審議会第19回官公庁施設部会資料を答申に合わせて修正

（「発注者の役割」という用語）

- 品確法第7条では土木・建築に共通する「発注者の責務」が規定されているのに対して、本答申では「公共建築工事の発注者の役割」が取りまとめられている。これは、公共建築工事の発注者は、各省各庁、都道府県、市町村の様々な主体に置かれ、体制、職員の配置状況、業務経験等が多様な状況にあることから、品確法等の規定も含め、これまで十分に整理されていなかった公共建築工事の発注者が果たすべき役割について、多様な公共建築工事の発注者に広く共通する内容が過不足なく明らかにされたためである。

（参考）公共建築工事の発注者の現状（市町村※）

※アンケート（平成27年実施）に回答があった1,425市町村の分析結果



出典：社会資本整備審議会第19回官公庁施設部会資料

NO. 2 答申 P3、L4～L21

1. 公共建築工事の特徴と発注者に求められること

公共建築工事の特徴と、その特徴を踏まえた発注者に求められることを、以下の五点に整理した。(1)は民間建築工事、(2)～(5)は公共土木工事との対比により示される特徴と発注者に求められることである。

(1) 国等が主体的に行う事業であること

- ・ 公共建築工事は、主に税金を使って行われる事業^{※1}であり、それぞれの事業は国民生活に寄与するものである。そのため、発注者には、①国民^{※2}からの求めに応じた過不足のない公共建築としての適切な品質を確保すること、②国等の政策を公共建築工事に反映すること、③国民に対する説明責任を果たす NO.19で解説 こと（法令等に基づき透明性・公平性のある発注を行う NO.7で解説 ことを含む）、が求められる。
- ・ 公共建築工事に関しては、予算措置の際に、その大枠の条件（建築物の機能、規模、敷地、設計・工事の工程、設計費・工事費等）が決められる場合が多い。そのため、発注者には、大枠の条件が適切なものとなるように努める NO.3で解説 ことが求められる。

※1 ここでいう事業は、設計、工事、維持管理、改修及び解体の全てにわたる。

※2 地方公共団体においては、その住民である。なお、納税者としての立場と施設利用者としての立場がある。

■解説

(国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質の確保)

- 公共建築は、国等によって行政サービスの提供や防災拠点機能等の場として整備されるものであり、公共建築に対して国民から求められる品質は時代とともに変化するものと考えられる。このことから、公共建築工事の発注者には、地域のニーズも踏まえた必要な機能を確保すること（まちづくりへの寄与や災害時における一時避難場所の確保等）や時代とともに変化する整備水準（耐震基準、バリアフリー対応、環境負荷低減等）を確保すること、合理的な理由なく整備水準に大きなばらつきがないようにすることなどが求められる。

(国等の政策)

- 公共建築工事の発注者には、働き方改革・生産性向上[※]、バリアフリー化、環境負荷低減、防災・減災（地震・津波・風水害等の対策）、社会資本の老朽化対策（インフラ長寿命化）、木材利用などの国等の政策について、それぞれの公共建築工事に的確に反映することが求められる。

※ 働き方改革に向けて、平成31年4月から施行された改正労働基準法において、建設業は施行後5年間の猶予期間を置いたうえで、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされたところである。営繕工事における働き方改革の推進にあたっては、官庁営繕部にて各種取組をパッケージ化（参考資料①）してとりまとめて公表している。

※ 設計に関しては、建築設計業務受注者の働き方改革に配慮した業務委託を実施するために、全国営繕主管課長会議^(注)において、発注者の留意事項をとりまとめたガイドライン^(参考資料②)が作成されている。

(注) 全国の都道府県、政令市、国土交通省で構成。建築技術等の共通する重要な諸問題について協議等を実施

※ また、生産性向上については、未来投資戦略 2018^(参考資料③)において建設プロセスに ICT の全面的な活用等を推進する i-Construction の対象を建築分野にも拡大する方針が位置づけられたことを踏まえ、更なる施工合理化技術の積極的な活用を図るため、「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」^(参考資料④)、「官庁営繕事業における生産性向上技術の導入の手引き」^(参考資料⑤)を策定している。

○ なお、これまでの国土交通省の官庁営繕事業における政策への対応経緯については、政策レビュー^{*}評価書^(参考資料⑥)にとりまとめられている。

※ 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく政策評価方法の一つ

(地方公共団体における公共建築工事の発注者にも向けられた答申)

○ 公共建築工事の発注者は、①国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質を確保すること、②国等の政策を公共建築工事に反映すること、③国民に対する説明責任を果たすこと、が求められている。ここで、「国民」は「地方公共団体においては、その住民である。」とされているように、地方公共団体における公共建築工事の発注者にも向けられた答申であることが明示されている。

■参考資料

- ① 営繕工事における働き方改革の取組について
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000040.html>
- ② 働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン
<<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001369311.pdf>>
- ③ 未来投資戦略 2018 - 「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革-
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf>
- ④ 官庁営繕事業における生産性向上の取組
<<https://www.mlit.go.jp/gobuild/seisanseikojo01.html>>
- ⑤ 官庁営繕事業における生産性向上技術の導入の手引き
<https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen06_hh_000038.html>
- ⑥ 政策レビュー評価書
 - ・概要 <<https://www.mlit.go.jp/common/001087638.pdf>>
 - ・評価書 <<https://www.mlit.go.jp/common/001087636.pdf>>

NO. 3 答申 P3、L22～P4、L10

(2) 発注部局と事業部局とが異なる場合が多いこと

- ・ 国等においては、建築物を所管する事業部局と発注者の発注業務を担当する発注部局とが異なる場合が多い^{*}。事業部局は、公共建築工事の企画立案と予算措置を行い、発注部局は、事業部局からの委任に基づき当該公共建築工事の発注等を行い、それぞれが自ら行うことに対する責任を負う。そのため、発注者（公共建築工事の発注の部局と責任者をいう。以下同じ。）には、①公共建築工事の企画立案の段階から事業部局との連携を密にすること、②事業部局から建築物に求められる諸条件を把握の上、品質、工期、コスト（ライフサイクルコストの観点によるものを含む。以下同じ。）が適切なものとなるように調整、公共建築工事に反映すること、が求められる。

※ 同一の部局が発注部局と事業部局とを兼ねる場合もあるが、本答申においては、その場合でも発注部局と事業部局とを別部局として整理する。また、事業部局と施設管理者とが異なる場合もあるが、本答申においては、事業部局に施設管理者が含まれるものとして整理する。

(3) 事業部局以外にも多様な関係者が存在し、個別性が強いこと

- ・ 公共建築工事には、事業部局以外にも施設利用者、近隣住民等の多様な関係者が存在し、建築物に求められるものは個別性が強い。そのため、発注者には、建築物の機能、規模、敷地、設計・工事の工程、設計費・工事費等の諸条件に加えて、多様な関係者から建築物に求められる諸条件を把握し、必要な調整 NO.12で解説を行った上で、公共建築工事に反映することが求められる。

■解説

(事業部局と発注部局それぞれの責任)

- 事業部局は公共建築工事の企画立案と予算措置に関する説明責任を果たす必要があるのに対し、発注部局（発注者）は公共建築工事の発注と実施に関する説明責任を果たす必要がある。さらに発注者は、公共建築工事の企画立案や予算措置に関して事業部局が国民に対する説明責任を果たすに当たって、技術的な助言を必要に応じて行うなど事業部局と十分に連携する必要がある（解説 NO. 8 の答申本文を参照）。

(発注の部局の責任者)

- 発注の部局の責任者とは、国においては、機関の長または支出負担行為担当官等、地方公共団体においては、その長またはその長の委任を受けた者等が該当するものと考えられる。

(品質、工期、コストが適切なものとなるよう調整)

- 事業部局が行う企画立案と予算措置の大枠の条件が適切なものとなるように、発注者は、事業部局からの諸条件に照らして支障のない建築物の機能、規模、敷地が確保されるよう、また、それらを踏まえて必要となる事前調査・設計・

工事等の工程（発注手続も含む）、事前調査費・設計費・工事費等が確保されるよう、事業部局と調整する必要がある。

※ 働き方改革に向けて、建設業や建築設計等に携わる企業・団体が週休2日を確保していくためには、生産性向上を図る受注者の取組と併せて、週休2日の確保に向けた発注者による環境整備が必要である。

- 事前調査や設計業務の履行期間については、事前調査の内容や業務内容に応じて適正な期間を確保する必要がある。発注手続の期間については、事前調査、設計業務、工事それぞれの入札契約方式に応じて必要となる期間を見込む必要がある。例えば、設計業務においては、設計者を選定するためのプロポーザル方式に係る手続期間、工事においては、工事施工者を選定するための総合評価落札方式に係る手続期間を見込む必要がある。なお、設計、工事の発注に係る標準的な手続期間や入札契約方式については、各種ガイドライン（参考資料①）にとりまとめている。
- 設計費や工事段階で必要となる設計意図伝達業務、工事監理業務に係る費用については、建築士法に基づく業務報酬基準（参考資料②）に基づいて算定した費用を確保する必要がある。また、事前調査に係る費用、業務委託により基本計画を作成する場合はそのための費用、その他の発注者支援を活用する場合においてはそのための費用についても確保する必要がある。（発注者支援については解説NO.6で解説）
- 品質、工期、コストを適切なものとするための観点をそれぞれ以下に示す。なお、品質、工期、コストの調整例について、解説NO.12において具体的に解説している。

【品質】

- 品質に関しては、国家機関の建築物及びその附属施設の位置、規模及び構造に関する基準（参考資料③）が告示されており、同基準に則したものとなるようにする必要がある。地方公共団体においても、必要に応じて同基準を参考とすることが考えられる。さらに、時代とともに変化する整備水準を確保するため、品質に関連する官庁営繕に関する技術基準類（特に、計画、性能、設計、施工関係の技術基準）を参考にすることが考えられる（参考資料④）。

【工期】

- 工事の工期については、令和元年の建設業法の改正により、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されるとともに、中央建設業審議会が「工期に関する基準」（参考資料⑤）を作成・勧告しており、同基準に則したものとなるようにする必要がある。また、その適正な設定にあたっては、工事量の安定による人材・資機材の効率的活用の促進や担い手の処遇改善に資する、施工時期の平準化を図る必要がある。
- 営繕工事の工期については、「工期に関する基準」のほか、「公共建築工事の工期設定の基本的考え方」（中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国

営繕主管課長会議とりまとめ（参考資料⑥）、同事例解説（参考資料⑦）、及び「建築工事適正工期算定プログラム」（（一社）日本建設業連合会（参考資料⑧）等を参照し、当該時点で想定される条件に応じて週休2日の確保（参考資料⑨）や施工時期の平準化等を含めた適正な工期設定に取り組む必要がある。

- また、適正な工期設定にあたっては、分離発注される工事や後工程の内装工事、設備工事、舗装工事等の適正な施工期間を考慮して、全体の工期のしわ寄せがないよう配慮すること（参考資料⑩）が必要である。
- なお、これらの考え方は「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）（参考資料⑪）にも示されている。
- 設計業務の履行期間についても、「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」等を参考に、適正に設定する必要がある。

【コスト】

- 企画立案段階における工事費については、一般的な公共建築工事の場合は、新営予算単価*（参考資料⑫）や各所修繕費要求単価（参考資料⑬）等を活用して算定することが考えられる。なお、業務委託により基本計画を作成しそれに基づく概算工事費を算出することや、特殊な建築物の場合は設計内容を踏まえた積算数量を用いるなどによって算出した精度の高い概算や積算の結果を活用することも考えられるが、基本計画の作成に係る費用は設計費とは別に必要となることや、業務報酬基準において「設計に係る成果図書に基づく詳細工事費の算定に係る業務」は「設計に関する標準業務に附随する標準外の業務」であることに留意する必要がある。官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領（参考資料⑭）において成果図書に基づく積算業務を委託する場合の直接人件費に係る業務人・時間数（業務量）の算定方法を示している。

※ 国の建築物の新営に当たって質的水準を確保するために必要と考えられる工事の概算要求額の算出に用いる工事費単価

- なお、公共建築の発注者である地方公共団体を対象として作成された「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」（参考資料⑮）において、地方公共団体が建築事業を円滑に実施する上での課題や求められる対応、特に企画立案段階及び設計段階における「コスト管理」や工事の「適正な予定価格の設定」に係る留意点等が整理されている。

■参考資料

- ① ガイドライン（設計、工事）
 - ・（設計）建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン
<<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001401150.pdf>>
 - ・（工事）公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/hinkaku_sougou.html>
 - ・（工事）国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン
<<https://www.mlit.go.jp/common/001068241.pdf>>
 - ・（工事）公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン
<<https://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsukeiyakugaido.html>>
 - ・（工事）災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン
<https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000805.html>
- ② 業務報酬基準（平成 31 年国土交通省告示第 98 号及び平成 27 年国土交通省告示第 670 号）
<<https://www.mlit.go.jp/common/001269165.pdf>>
<<https://www.mlit.go.jp/common/001184374.pdf>>
- ③ 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年国土交通省告示第 2379 号）（最終改正 平成 25 年国土交通省告示第 309 号）
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_070619_itiki.htm>
- ④ 官庁営繕の技術基準
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html>
- ⑤ 工期に関する基準
<https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000711.html>
- ⑥ 公共建築工事における工期設定の基本的考え方
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000033.html>
- ⑦ 公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000026.html>
※適切な工期を設定するためのチェックリスト及び事前調査票も掲載している。
- ⑧ 建築工事適正工期算定プログラム
<<https://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html>>
- ⑨ 営繕工事における週休 2 日促進工事の実施について
<<https://www.mlit.go.jp/common/001341309.pdf>>

- ⑩ 営繕工事における各工程の適正な施工期間の確保
<<https://www.mlit.go.jp/common/001226991.pdf>>
- ⑪ 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tkl_000156.html>
- ⑫ 働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン
<https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen04_hh_000024.html>
- ⑬ 新営予算単価
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_shineiyosantanka.htm>
- ⑭ 各所修繕費要求単価（令和3年度）
<<https://www.mlit.go.jp/common/001361960.pdf>>
- ⑮ 官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_gyoumusekisankijun.htm>
- ⑯ 地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き
<<https://www.mlit.go.jp/common/001195737.pdf>>

NO. 4 答申 P4、L11～18

(4) 設計業務、工事監理業務に、建築基準法、建築士法が適用されること

- ・ 建築工事における設計業務や工事監理業務は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づいて建築士が行う業務である。そのため、発注者には、建築士が関係法令に基づいて適切に業務が実施できるように配慮することが求められる。また、公共建築工事に求められる品質を確保する上で必要となる業務が適切に実施されるように、発注条件における業務内容を適切に設定するとともに、それぞれの公共建築工事に最も適した設計者や工事監理者を選定 NO.13、NO.14 で解説することが求められる。

■解説

(建築士が適切に業務を実施できるための配慮)

- 建築士への配慮については、設計業務等の業務内容に応じて、建築士法に基づく業務報酬基準等（参考資料①、②）により予定価格を設定することや必要な履行期間を確保すること、工事の段階において設計意図伝達業務や工事監理業務を発注することなどが考えられる。

(品質を確保する上で必要となる業務内容の適切な設定)

- 品質を確保する上で必要となる業務とは、建築士が行う設計業務、設計意図伝達業務、工事監理業務であり、それらについて、発注しようとする公共建築工事の内容に照らして必要となる業務内容を特記仕様書等において明示する必要がある。この際、建築士法に基づく業務報酬基準における標準外業務に該当するものについては、受注者が業務量を想定できるように業務内容を具体的に明示することが望ましい。なお、設計意図伝達業務及び工事監理業務の業務内容の設定に当たっては、公共建築の工事監理等業務委託マニュアル（参考資料③）を参考にすることが考えられる。

■参考資料

- ① 業務報酬基準（平成 31 年国土交通省告示第 98 号及び平成 27 年国土交通省告示第 670 号）
<<https://www.mlit.go.jp/common/001269165.pdf>>
<<https://www.mlit.go.jp/common/001184374.pdf>>
- ② 官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/ki jun_gyoumusekisanki jun.htm>
- ③ 建築工事監理等業務委託の進め方-公共建築の工事監理等業務委託マニュアル
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000067.html>

NO. 5 答申 P4、L19～23

- ① 建築市場全体の中で、公共の占める割合が極めて小さいこと
- ・ 建築市場は民間建築工事が大多数であり、公共建築工事の材料、機器等の仕様や価格は、民間市場に大きな影響を受ける。そのため、発注者には、民間市場の動向を的確に把握し、公共建築工事の発注条件や予定価格に適切に反映することが求められる。

■解説

(建築市場は民間建築工事が大多数)

- 令和2年度建設投資見通し(令和2年10月)によると、建築投資381,500億円のうち民間投資は318,700億円(約83.5%)となっている。(一方、土木投資250,100億円のうち民間投資は56,700億円(約22.7%)となっている。)
- また、令和元年度建築着工統計調査報告(令和2年4月)によると、建築物計床面積124,938千㎡のうち民間は119,094千㎡(約95.3%)となっている。

(民間市場の動向の発注条件への適切な反映)

- 材料や機器等については、特別な事情がある場合を除き、民間市場の動向を的確に把握し、広く普及しているものを選定することが望ましい。このためには、一般的に使われている仕様や工法等で構成される公共建築工事標準仕様書(参考資料①)の適用を工事の発注条件として指定したうえで、同仕様書に規定された材料、機器等を使用すること等が考えられる。

(民間市場の動向の予定価格への適切な反映)

- 民間市場の動向により材料、機器等の価格が短期間に変動する場合もあることから、適正な予定価格を設定するためには、できる限り最新の単価を使用することが重要である。また、公共建築工事標準単価積算基準(参考資料②)等においては、製造業者や専門工事業者の見積価格をもとに算定する単価については、必要に応じてヒアリングを行うなどにより取引状況を把握し、実勢価格となるよう見積価格を補正して定めることとされている。

■参考資料

- ① 公共建築工事標準仕様書
 - ・ 建築工事編
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/kenchiku_hyoushi.html>
 - ・ 電気設備編
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000017.html>
 - ・ 機械設備編
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000058.html>
- ② 公共建築工事標準単価積算基準
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s_hyoujyun_bugakari.htm>

NO. 6 答申 P4、L24～P5、L7

2. 公共建築工事における発注者の役割

上記1. を踏まえ、公共建築工事における発注者の役割について、その基本となる事項を以下の二点に再整理して示す。なお、発注者は、その役割を果たすために、必要に応じて、発注者支援を受けることが求められる。

1) 企画立案等に関する事業部局との連携

発注者は、事業部局が行う公共建築工事の企画立案と予算措置において、それらの内容が適切なものとなるよう^{NO.3で解説}に、技術的な助言^{NO.8で解説}を行うなど事業部局と十分に連携する必要がある。

2) 公共建築工事の発注と実施

発注者は、事業部局から公共建築工事の委任を受けた後は、建築物や公共建築工事に求められる諸条件を把握・整理し、設計者、施工者等に示す発注条件として、適切に取りまとめる^{NO.12で解説}必要がある。そして、発注条件に基づき設計業務、工事等を発注し、適切に実施する^{NO.15で解説}必要がある。

また、発注者は、公共建築工事の発注と実施に関する国民に対する説明責任を果たす^{NO.19で解説}必要がある。

■解説

(発注者支援)

- 発注者支援に関しては、全国営繕主管課長会議において、「発注者支援業務事例集」^(参考資料①)が取りまとめられている。同事例集には、公共建築工事の発注者支援に対応する法人名、各法人の支援メニュー、発注者支援業務の活用事例等が、発注者支援に関する業務内容や発注条件等の検討に当たっての参考情報として掲載されている。

(参考) 発注者支援の業務内容と受注者の例

段階	業務内容の例		受注者の例
調査・企画段階	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の作成 設計業務の発注条件の原案作成 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地条件の調査 計画面積の算出 要求水準の設定 概算事業費の算出 事業スケジュールの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 建築士事務所 建設コンサルタント
設計段階	<ul style="list-style-type: none"> 適切な設計者の選定補助 	<ul style="list-style-type: none"> 設計者選定の方式決定のための支援 設計業務を発注する上で必要となる発注条件整理 応募者のプロポーザル等参加資格の審査資料原案の作成 応募者の技術提案の評価原案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 建築士事務所 発注者支援機関※
	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務の管理・検査補助 	<ul style="list-style-type: none"> 設計条件の反映状況の確認 業務スケジュール、概算工事費の確認 成果図書間の整合確認 業務仕様書どおり成果品が完成しているかの確認 	<ul style="list-style-type: none"> 建築士事務所 発注者支援機関※
工事段階	<ul style="list-style-type: none"> 適切な施工者の選定補助 	<ul style="list-style-type: none"> 応札者の競争参加資格の審査資料原案の作成 応札者が作成する技術提案の評価原案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 建築士事務所 発注者支援機関※
	<ul style="list-style-type: none"> 工事の監督・検査補助 	<ul style="list-style-type: none"> 工事監督及び検査に関する資料の作成 工事中及び完成時の施工状況の確認及び成績評定に関する資料の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 建築士事務所 発注者支援機関※

※ 公益法人等(建設技術センター、住宅供給公社等)、CM業務等を行うコンサル等を想定
各法人等が実施できる支援業務メニューは、「発注者支援業務事例集」を参照

出典：「発注者支援業務事例集平成 28 年 6 月全国営繕主管課長会議」を基に官庁営繕部作成

- 発注者支援業務や事前調査を発注する際の参考となるよう、全国営繕主管課長会議において、発注者支援業務等の業務委託仕様書の事例集（参考資料②）が取りまとめられている。
- また、令和2年9月には、設計や工事に係る発注者のマネジメントや発注事務を支援するCM方式のうち、発注者が、コンストラクションマネージャー（CMR）の支援・助言・提案等を踏まえて、設計等業務受託者、工事受注者と各種発注方式にて契約し、事業の各段階における重要な判断や決定を行う方式（ピュア型CM方式）に関し、地方公共団体で活用する際の参考となるよう整理したガイドライン（参考資料③）が作成されている。同ガイドラインでは、土木と建築の事業の違いを明確にしたうえで、ピュア型CM方式の基本的な枠組みやCMRの業務報酬の積算の考え方などを掲載している。
- 発注者支援として外部機関を活用した場合においても、発注者は、公共建築工事の発注と実施に関する最終的な責任を負う必要がある。答申において、外部機関を活用する場合の責任については、以下が示されている。

（参考）答申：抜粋

Ⅲ. 発注者がその役割を適切に果たすための方策

2. 発注者がその役割を適切に果たすための方策

（3）個別の公共建築工事の適切な発注と実施等のための外部機関の活用等の推進

発注者は、必要に応じて、事業部局との連携、公共建築工事の発注と実施（発注条件の取りまとめ、設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話も含む。）に関する発注者支援を受けるため、外部機関（民間を含む。以下同じ。）や広域的な連携の仕組みを活用すること。なお、外部機関を活用する場合においても、その責任は発注者が負うことに留意すること。

■参考資料

- ① 発注者支援業務事例集
<<https://www.mlit.go.jp/common/001283771.pdf>>
- ② 発注者支援業務等業務委託様式事例集
<<https://www.mlit.go.jp/common/001292369.pdf>>
- ③ 地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン
<<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001362388.pdf>>

NO.7 答申 P5、L8～11

以下に、それぞれの基本となる事項について、発注者の役割を示す（上記①及び②と、下記（1）及び（2）は、それぞれ対応する。）。

なお、以下に述べるもののほか、発注者は、品確法等の関係法令等や設計業務、工事等の契約書に規定された発注者の責務等を適切に果たす必要がある。

■解説

（関係法令等に規定された発注者の責務等）

- 品確法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入契法」という。）、契約書（参考資料①、②）において、発注者の責務等に関して様々な規定が置かれており、法律に基づく指針等（参考資料③、④、⑤）も作成されている。品確法、入契法、いずれも地方公共団体も対象となっている。それらに規定されている発注者の役割の主な内容を以下の表に示す。

（参考）関係法令等における発注者の主な役割（品確法関係）

（官庁営繕部において主なものを抜粋して作成（法・基本方針・運用指針に重複するものは上位の欄に記載）

	公共工事の品質確保の促進に関する法律 （平成17年法律第18号、最終改正令和元年6月14日）	公共工事の品質確保の促進に関する施策を 総合的に推進するための基本的な方針 （平成17年8月26日閣議決定、令和元年10月18日最終変更）	発注関係事務の運用に関する指針 （令和2年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する 関係省庁連絡会議中合せ）
品質	・工事成績の相互利用のための評価の標準化・データベースの整備（7条2項）	・技術検査の実施 ・成績評定の要領や技術基準の策定 ・監督の適切な実施	・低入札の場合は、重点的な監督体制を整備する等の対策を実施 ・ICTを積極的に活用し、検査書類等の簡素化や作業の効率化を実施
	・競争参加者の技術的能力（工事等の経験・施工状況等の評価、配置予定技術者の経験又は有する資格等の評価）の審査（12条）	・必要な施工能力・実績を評価 ・成績評定の活用等による施工能力の無い建設業者の排除	・技能労働者の技能を評価項目に設定 ・若手や女性の登用、民間発注工事や海外での施工経験を有する技術者の活用を考慮
	・競争参加者に対する技術提案を求めるように努めること（15条1項）	・発注する工事の内容に照らし技術提案を求めるように努める ・事前に提示した定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い評価を行う	・一括審査方式、施工能力評価型の活用による発注者と競争参加者双方の負担軽減
工期	・計画的な発注、繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等（7条1項5号） ・適正な工期設定（7条1項6号）	・週休2日の確保等を含む適正な工期を設定する	・年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費・債務負担行為の活用等の予算執行上の工夫 ・取組事例等の情報共有 ・余裕期間制度の活用等の契約上の工夫 ・週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期設定
	・適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、法定福利費、労災補償に必要な保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定（7条1項1号）	・歩切りの禁止等 ・適正な予定価格を定めるための積算基準の検討	・積算に当たっては、適正な工期を前提とし、労働環境の改善状況、ICTの活用状況を含めた現場の実態把握に努め、最新の積算基準を適用 ・週休2日等の取組に必要な経費の適正な計上 ・請負代金内訳書で法定福利費が適切に計上されていることを確認
コスト	・不調・不落の場合、災害時等における適正な予定価格の設定（7条1項2号）	・適正な予定価格の設定を図り、できる限り速やかに契約締結	・標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合、数量、施工条件や工期等の見直し
	・低入札価格調査基準や最低制限価格の設定（7条1項4号）		・予定価格は原則事後公表
	・適切な施工条件又は調査等の実施の条件の明示、適切な設計変更、必要に応じ、請負代金額、工期等の変更（7条1項7号）		・設計変更が可能な場合の例、工事一時中止が必要な場合の例、手続きの例等についてとりまとめ
発注者間の連携等	・発注関係事務を適切に実施するため、実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、職員の配置等体制の整備、発注者間の連携の推進（7条3項）	・技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、成績評定の標準的な方法や留意事項をとりまとめた資料を作成、共有 ・困難な発注者に対しては国等が支援	・要領・基準類等の標準化・共有化 ・地域発注者協議会等を通じた各発注者の発注関係事務の実施状況等の把握
	・発注関係事務を適切に実施できない場合、外部の能力の活用（21条）	・CM（コンストラクション・マネジメント）方式等の活用 ・国等は、地方公共団体による適切に実施できる者の選定を支援	・支援を必要とする発注者は、地域発注者協議会等を通じて国等に支援を求める

出典：社会資本整備審議会第21回官公庁施設部会資料を一部修正

(参考) 関係法令等における発注者の主な役割 (入契法関係)

(官庁営繕部において主なものを抜粋して作成)

	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号、最終改正令和元年6月12日)	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 (平成13年3月9日閣議決定、令和元年10月18日)
品質	<ul style="list-style-type: none"> 適正な施工の確保(3条5項) 施工体制と施工体制台帳の照合(16条) 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況の評価(技術検査・工事成績評定の実施、工事成績評定要領の策定・公表・標準化、工事成績評定結果の通知・公表・相互利用、情報通信技術の活用、必要に応じ専門的な知識又は技術を有する第3者による確認結果の活用) 発注者・設計者・施工者等の関係者間の地盤の状況に関する情報その他の工事に必要な情報の把握・共有 受発注者間の対等性の確保(適切な契約変更等) 施工体制の把握の徹底(工事施工段階における監督・検査の確実な実施、監督・検査の基準の策定・公表、施工体制の活用等)
工期	<ul style="list-style-type: none"> 適正化指針に定める事項(公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること)(第17条第2項第5号) 	<ul style="list-style-type: none"> 工期の設定に当たり、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数、建築確認等の手続に要する期間、過去の同種類似工事の工期の実績等を考慮 債務負担行為の活用、柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)、速やかな繰越手続(繰越明許費の活用)、積算の前倒し、早期執行のための目標設定等の措置を講じることによる施工の時期の平準化
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 適正な施工が通常見込まれない契約締結の防止(3条4項) 入札金額の内訳の内容の確認(13条) 	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格の適正な設定 不調・不落の場合や災害時等で必要な場合に、見積書を徴すること等により適正な予定価格を定め、できるだけ速やかに契約を締結 歩切りについては品確法に違反する旨を明記 入札金額の内訳の確認 低入札価格調査制度等の活用、低入札価格調査基準価格を下回る場合、重点的な監督・検査の実施、要領の作成・公表 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用の徹底
透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 入札・契約の過程、契約の内容の透明性確保(3条1項) 公共工事の発注の見直し、変更の公表(国:4条、地方:7条) 公共工事の入札・契約の知恵の公表(国:5条1項、地方:8条1項) 公共工事の契約の内容の公表(国:5条2項、地方:8条2項) 	<ul style="list-style-type: none"> 発注者による施工能力の評点、順位及び等級区分の基準の公表 予定価格及びその内訳の公表 低入札価格調査基準価格、低入札調査の要領、結果等の公表 競争入札に参加しようとした者、指名されなかった者の名称、指名されなかった理由の公表 監督・検査基準、技術検査要領、工事成績評定要領の公表 施工体制把握のための要領の公表
公正な競争	<ul style="list-style-type: none"> 公正な競争の促進(3条2項) 	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札の適切な活用(メリットとデメリットを踏まえ対象工事の見直し等により適切に活用等) 総合評価落札方式の適切な活用(工事の性格等に応じ適切に活用、評価基準・実施要領の整備、総合評価の結果の公表・評価内容の通知等) 災害復旧等における緊急性に応じた適切な入札及び契約方式の選択(随意契約や指名競争入札の活用) 段階選抜方式の活用等による受発注者双方の事務量の軽減 適切な競争参加資格の設定(不良・不適格業者の排除、工事実績・工事成績等の活用、地域要件の設定等)
その他		<ul style="list-style-type: none"> CM方式の活用・拡大等 受託制度や外部機関の活用等 発注者間の連携強化

出典：社会資本整備審議会第21回官公庁施設部会資料を一部修正

(参考) 関係法令等における発注者の主な役割 (契約書関係)

(官庁営繕部において主なものを抜粋して作成)

	工事請負契約書(国土交通省) (平成7年6月30日、最終改正令和3年3月26日)	建築設計業務委託契約書(国土交通省) (平成10年10月1日、最終改正令和3年3月26日)	建築工事監理業務委託契約書(国土交通省) (平成13年2月15日、最終改正令和3年3月26日)
品質	・契約履行について指示等、施工図等の承諾等、工程管理、立会い、施工状況の検査、工事材料の試験・検査(9条)	・意図する成果物を完成させるための指示、設計仕様書等の記載内容に関する確認の申出等に対する回答等、協議、業務の進捗の確認、設計仕様書の記載内容と履行内容との照合、履行状況の調査(15条)	・意図する業務を完了させるための指示、工事監理仕様書等の記載内容に関する確認の申出等に対する回答等、協議、業務の進捗の確認、工事監理仕様書の記載内容と履行内容との照合、履行状況の調査(8条)
	・工事の完成検査の実施、検査結果の通知、工事目的物の引き渡しを受けること(31条)	・業務の完了検査の実施、検査結果の通知、成果物の引き渡しを受けること(33条)	・業務の完了検査の実施、検査結果の通知、業務報告書の引き渡しを受けること(26条)
工期	・著しく短い工期の禁止(21条)	・適正な履行期間の設定(25条)	・適正な履行期間の設定(18条)
コスト		・発注者の責による設計仕様書と業務内容の不適合の場合、必要に応じ、履行期間・業務委託料の変更、受注者の損害の負担(20条)	・発注者の責による工事監理仕様書と業務内容の不適合の場合、必要に応じ、履行期間・業務委託料の変更、受注者の損害の負担(13条)
	・設計図書が不整合・誤謬・脱漏・不明確の場合、施工条件と現場不一致の場合、予期できない施工条件の発生の場合、必要に応じ、設計図書・工期・請負代金額の訂正・変更(18条)	・設計仕様書が不整合・誤謬・脱漏・不明確の場合、履行条件が実際と不一致の場合、予期できない履行条件の発生の場合、必要に応じ、設計仕様書・履行期間・業務委託料の訂正・変更(21条)	・工事監理仕様書が不整合・誤謬・脱漏・不明確の場合、履行条件が実際と不一致の場合、予期できない履行条件の発生の場合、必要に応じ、工事監理仕様書・履行期間・業務委託料の訂正・変更(14条)
	・入札時積算数量書の確認、必要に応じ、協議、数量書の訂正、請負代金額の変更(18条の2)		
	・用地未確保・天災・現場状態変動のため施工できない場合、工事の中止、工期・請負代金額の変更、中止に伴う増加費用・受注者の損害の負担(20条)	・業務を中止させた場合、必要に応じ、履行期間・業務委託料の変更、受注者の増加費用・損害の負担(23条)	・業務を中止させた場合、必要に応じ、履行期間・業務委託料の変更、受注者の増加費用・損害の負担(16条)
	・受注者の請求による工期の延長、発注者の責による場合の請負代金額の変更(22条)	・受注者の請求による履行期間の延長、発注者の責による場合の業務委託料の変更(26条)	・受注者の請求による履行期間の延長、受注者の責による場合の業務委託料の変更(19条)
	・賃金・物価変動に基づく請負代金額の変更(26条)		

出典：社会資本整備審議会第21回官公庁施設部会資料を一部修正

■参考資料

- ① 公共建築設計業務標準委託契約約款
<<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001337820.pdf>>
- ② 公共工事標準請負契約約款
<<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001331100.pdf>>
- ③ 発注関係事務の運用に関する指針
<<https://www.mlit.go.jp/tec/content/200130reiwaunyousshishin.pdf>>
- ④ 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成17年8月26日閣議決定、令和元年10月18日最終変更)
<<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001312867.pdf>>
- ⑤ 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定、令和元年10月18日最終変更)
<<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001312871.pdf>>

NO. 8 答申 P5、L12～25

1. 企画立案等に関する事業部局との連携

事業部局において公共建築工事の企画立案や予算措置が行なわれる。当該企画等には、建築物の機能、規模、敷地、設計・工事の工程、設計費・工事費、事業手法等が含まれる。当該企画や予算措置の内容は、発注者が取りまとめる公共建築工事に関する発注条件の基礎となるものである。そのため、発注者は、企画立案や予算措置に関して技術的な助言*を必要に応じて行うなど事業部局と十分に連携する必要がある。

また、公共建築工事の企画や予算措置に関して、事業部局が国民に対する説明責任を果たすに当たって、技術的な助言を必要に応じて行うなど、事業部局と十分に連携する必要がある。

- ※ 具体的には、上位計画（インフラ長寿命化計画、公共施設等総合管理計画等）との整合性を図ること、事業の合理性や経済性を確保すること、事業の実施の優先順位や緊急性を評価すること、メンテナンス性（維持管理コストを含む。）を考慮すること、品質、工期、コストが適切なものとなるように調整、**NO.3で解説**すること等が考えられる。

■解説

（事業部局に対する技術的な助言）

- 技術的な助言には、答申（上記※）に記載されているもののほか、公共建築工事の企画立案の内容が、都市計画法令や建築基準法令へ適合したものとなるようにすることや、担い手の確保や建設現場の生産性向上に向けて発注・施工時期の平準化を図るために債務負担行為の積極的な活用等について調整することも含まれる。なお、発注・施工時期の平準化にあたっては財務部局のほか、各事業・発注部局が緊密に連携して取り組みを進めることが必要である。

（参考）発注関係事務の運用に関する指針（令和2年1月30日）（公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）**（参考資料①）**：抜粋

（計画的な発注や施工時期等の平準化）

＜繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し＞

年度当初からの予算執行の徹底、工期が1年に満たない工事についても繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による年度末の工事の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な工期の確保と工事の施工時期の平準化に取り組む。

また、発注者としての国及び特殊法人等は、年度当初から履行されなければ事業を執行する上で支障をきたす、又は適切な工期の確保が困難となる工事については、条件を明示した上で予算成立を前提とした入札公告の前倒しを行い、計画的な発注に努める。

- 地方公共団体が補助金や交付金等を使用する公共建築工事においても、その企画立案や予算措置が適切なものとなるよう、事業部局が補助金等の適用を受け

るに当たって、発注者は、その準備段階から事業部局と十分に連携することが望ましい。

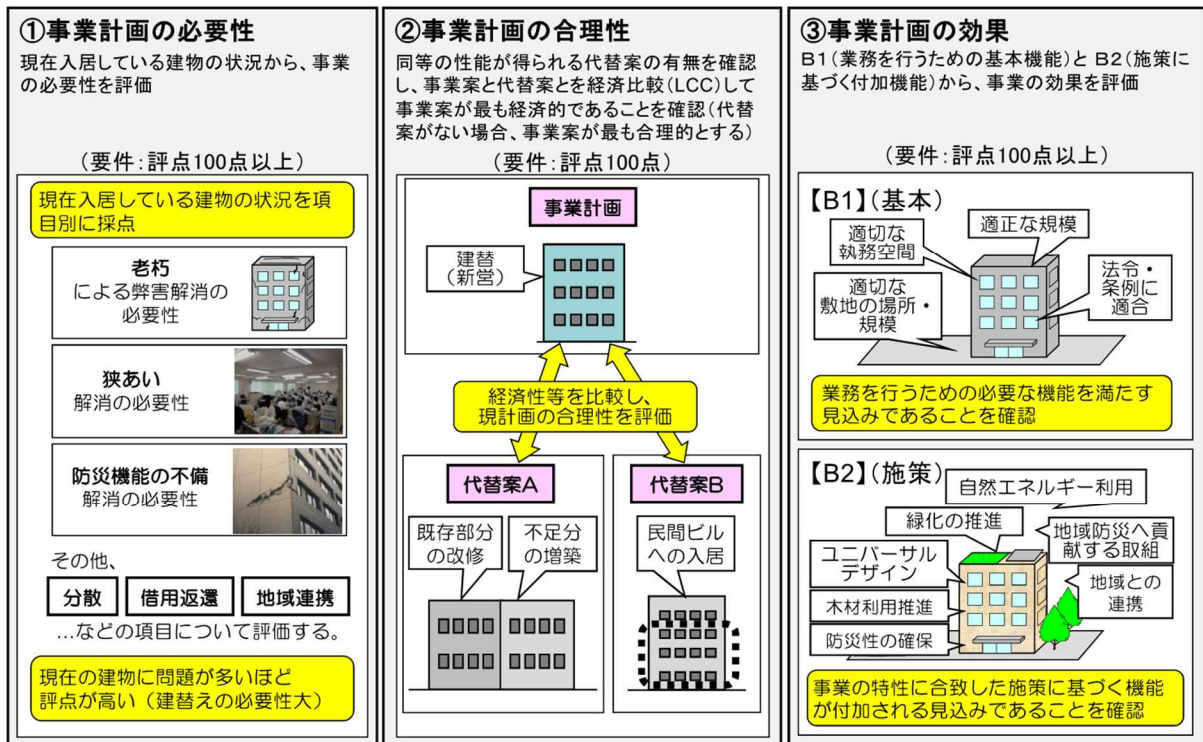
(事業の合理性や経済性の確保)

- 「事業の合理性や経済性の確保」について、国土交通省の所管予算に係る施設の集約・更新等の官庁営繕事業を対象に、原則として新規事業採択時評価等を実施（参考資料②）しており、事業の必要性、合理性、効果の評価を行っている。このうち、合理性の評価が事業案と代替案との経済比較を行うものである。

(事業の実施の優先順位や緊急性の評価)

- 国家機関の建築物においては、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号。以下「官公法」という。）第9条に基づき、毎年度概算要求に先立ち、国土交通大臣が、各省各庁の長より送付された営繕計画書に関して技術的な見地から緊急度等に関して意見を述べ、各省各庁の長及び財務大臣へ送付している（参考資料③）。これは、国家機関の建築物として各省各庁間の整備水準等の均衡を図り、良質な官庁施設の整備を促進することを目的としたものである。官公法第9条第2項において「営繕計画書には、当該建築物及びその附帯施設の位置、規模、構造、工期及び工事費を記載するものとする。」とされている。また、緊急度については、各省各庁の長から送付された営繕計画書に関して個別の意見を述べるための緊急度判定に係る技術的事項を定め、その客観性を確保するため、官庁営繕部では「緊急度判定基準」（参考資料④）を制定している。
- 地方公共団体においては、必ずしも上記のような制度は導入されていないものの、事業部局が行う公共建築工事の企画立案等について発注部局に事前相談を行う仕組みを構築するなど、それぞれの地方公共団体の実情に応じた制度を導入することなどが考えられる。

(参考) 国土交通省官庁営繕事業における事業評価概要 (評価方法)



出典：社会資本整備審議会第27回官公庁施設部会資料を一部修正

■参考資料

- ① 発注関係事務の運用に関する指針
<<https://www.mlit.go.jp/tec/content/200130reiwaunyousshishin.pdf>>
- ② 国土交通省の事業評価について (官庁営繕部)
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_valuation_valuation.htm>
- ③ 営繕計画書に関する意見書について
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000002.html>
- ④ 緊急度判定基準
<<https://www.mlit.go.jp/common/001179038.pdf>>

NO.9 答申 P5、L26～P6、L4

2. 公共建築工事の発注と実施

(1) 諸条件の把握と発注条件の取りまとめ

諸条件の把握・整理、発注条件の調整と取りまとめに関しては、以下に留意した上で適切に行う必要がある。

<諸条件の把握>

発注者は、建築物や公共建築工事に求められる諸条件に関して、①事業部局からの諸条件、②多様な関係者（事業部局以外の施設利用者、近隣住民等）からの諸条件、③国等の政策、④公共建築工事に影響する現場の状況（敷地の地盤条件、都市計画、周辺環境、既存建築物の状況等）、を把握・整理する必要がある。なお、事業部局や多様な関係者からの諸条件に関しては、潜在的なものについても把握するように努める必要がある。

■解説

(潜在的な諸条件の把握)

- 諸条件の把握に当たって、発注者は、事業部局や多様な関係者から具体的に示されない場合においても、過去の整備実績を踏まえて想定される諸条件について、それらの工事へ反映するか否かについて事業部局等に確認することなどが考えられる。例として、業務を効率的に行うための事務室と関係諸室の配置の考え方や、災害時における使われ方（近隣住民も含む）を想定したものとすることなどが考えられる。
- なお、事業部局から、②多様な関係者からの諸条件、③国等の政策、④公共建築工事に影響する現場の状況、に関する内容についても伝達されることがある。その場合、発注者は、それらの諸条件を十分に確認し、発注者があらためて把握することや、さらに掘り下げて把握することの必要性を判断する必要がある。
- 諸条件の把握方法としては、事業部局等の関係者に対してヒアリングを行うことや、建築物の特性によっては、ワークショップの実施等により、近隣住民を含めた施設利用者、専門家、地方公共団体、周辺事業者等から意見聴取を行うことも考えられる。さらに、立地する地域や用途・規模などの建築物の特性に応じ、適切な段階でユニバーサルデザインレビュー[※]を実施することが考えられる。ユニバーサルデザインレビューの具体的な方法については、全国営繕主管課長会議が取りまとめた「ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備のガイドライン」に示されている。

※ ユニバーサルデザインの視点に立ったニーズの把握、解決策の検討、評価、フィードバック（以降の施設整備への評価結果の反映）といった一連の作業を施設整備の各段階（企画・設計・施工・フォローアップ段階等）において繰り返し行うことで、常に前の段階よりも高い水準を達成しようとするスパイラルアップの取組をいう。

NO. 10 答申 P6、L5～8

【敷地に係る事前調査の実施】

発注者は、敷地の地盤条件等の現場の状況把握のために、必要な事前調査（地盤調査等）を行う必要がある。事前調査に当たっては、従前の土地利用や地歴情報、土壌汚染、地下埋設物等の把握にも努める必要がある。

■解説

（必要な事前調査）

- 国土交通省の官庁営繕事業において適用している敷地調査共通仕様書（参考資料①）において、「敷地測量」、「建築物その他調査」、「地盤調査」の種別等が示されている。敷地測量については、敷地周辺の道路等についても行う必要がある。また、民間工事指針（参考資料②）に示されている通り、地盤調査に当たっては、近隣の地盤データについても、必要に応じて、国土地盤情報検索サイト(KuniJiban)（参考資料③）を活用して入手可能な地盤データを参照することなどが考えられる。また、都市計画や周辺環境に関する諸条件についても把握する必要がある。これらについては、地方公共団体が公表している資料や現地確認によって把握することが考えられる。なお、事前調査に当たっては、地中障害物、埋蔵文化財、土壌汚染等の有無に留意する必要がある。
- 発注者は、以上のような項目等から、当該事業に応じた事前調査の内容を設定し、事前調査業務等を発注する必要がある。

（参考）敷地調査共通仕様書：抜粋

2章 敷地測量

1節 一般事項

2. 1. 1 適用範囲及び種別

- (a) この章は、建築物等の敷地並びに敷地周囲の道路等の測量（測量法第4条、第5条及び第6条に該当しない測量）に適用する。
- (b) 測量の種別は次により、適用及び範囲は特記による。
 - (1) 平面測量
 - (2) 水準測量

3章 建築物その他調査

1節 一般事項

3. 1. 1 適用範囲及び種別

- (b) 調査の種別は次により、適用及び範囲は特記による。
 - (1) 建築物調査
 - (2) 排水調査
 - (3) 工作物及び立木調査
 - (4) 電気設備調査

- (5) 機械設備調査
- (6) 敷地の履歴調査

4章 地盤調査

1節 一般事項

4. 1. 1 適用範囲及び種別

(b) 地盤調査、土質試験及びその他試験の種別は次により、適用は特記による。

- (1) 地盤調査
 - (i) ボーリング
 - (ii) サンプルング
 - (iii) サウンディング
 - (iv) 地下水調査
 - (v) 物理探査・検層
 - (vi) 載荷試験
- (2) 土質試験
 - (i) 物理試験
 - (ii) 変形・強度試験
 - (iii) 圧密試験
 - (iv) 安定化試験
- (3) その他試験
 - (i) 地盤改良関連の試験
 - (ii) 建設発生土関連の試験

(参考) 民間工事指針：抜粋

発注者は、地盤情報について調査会社からの報告のほか、国や都道府県等の公的機関が保有、公開している地盤データベースや施工者の過去の施工実績に基づく情報等を活用して適切に調査を行わせ、特に急傾斜の地層や支持層の不陸が著しい状況が明らかとなった場合、関係者間で情報共有し、追加調査の必要性や施工時の注意事項について、専門的な知見も活用して適切に判断することが必要である。

■参考資料

- ① 敷地調査共通仕様書
<<https://www.mlit.go.jp/common/001313619.pdf>>
- ② 民間建設工事の適正な品質を確保するための指針（民間工事指針）
<<https://www.mlit.go.jp/common/001138786.pdf>>
- ③ 国土地盤情報検索サイト（KuniJiban）
<<http://www.kunijiban.pwri.go.jp/jp/index.html>>

NO. 11 答申 P6、L9～16

【改修工事における事前調査の実施等】

発注者は、改修工事の対象となる既存建築物の状況把握のために、必要な事前調査（コンクリートの強度や中性化深さの調査、アスベストの有無の調査等）を行う必要がある。

工事の段階において行うことが合理的な調査（仮設足場が必要なもの（外壁のひび割れ等の施工数量の調査等）、隠蔽部分の調査等）に関しては、発注者は、その調査内容を設計図書に明記するとともに、調査費用を工事の予定価格に反映する必要がある。

■解説

（改修工事において必要な事前調査）

- 改修工事において必要な事前調査については、答申に例示されているもの（コンクリートの強度や中性化深さの調査、アスベストの有無の調査）のほか、既存建築物の鉄筋・配管・配線の状況等の調査を必要に応じて行うことが考えられる。なお、改修工事における事前調査や設計業務の発注に当たっては、建築物の現状が既存図面と異なっている場合が多いことから、受注者において現地確認を行うことを発注条件とすることも考えられる。

（アスベストの有無の調査）

- 改修工事において、改修対象部材にアスベストが含まれていることが工事中に判明した場合、大幅な工事費用の増加、工期の延長のリスクとなることから、既存部材のアスベスト含有量調査については、設計段階までに実施し、工事の発注条件に反映することが望ましい。なお、これは解体工事の場合も同様であると考えられる。
- 令和2年に改正された大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき、解体工事等の発注者は、当該工事の受注者によるアスベスト等の使用の有無に係る事前調査等や、調査結果の記録の作成が適切に行われるよう配慮しなければならないことに留意する必要がある。

（改修工事の場合において、工事の段階で行うことが合理的な調査）

- 事前調査については、本来、設計段階までに実施し、その結果を工事の発注条件に反映する必要があるが、答申に例示されているもの（仮設足場が必要なもの（外壁のひび割れ等の施工数量の調査等）、隠蔽部分の調査等）のように、既存建築物における様々な制約等により工事の段階において行うことが合理的な場合もある。この場合において、発注者は、工事の段階で行った調査を踏まえて実施した工事内容（施工数量等）により、契約変更を行う必要がある。

NO. 12 答申 P6、L17～P7、L19

<発注条件の取りまとめ>

発注者は、把握・整理した諸条件について、以下に留意しつつ発注条件として取りまとめる必要がある。

【発注条件の重要性】

発注者は、設計者、施工者等との契約において、発注条件を決定する権限を有しており、同時に決定に係る責任を負う。一方で、設計者、施工者等は、発注条件（設計者は設計業務の発注条件、施工者は工事の設計図書、工事監理者は工事監理業務の発注条件）に示された範囲に関して、契約書に基づき、発注者に対する責任を負う。

設計図書は、設計者としての善良な管理者の注意義務により作成されるが、その前提となるものは、設計業務の発注条件として発注者から示された事項（発注条件の内容について発注者から設計者に具体的に伝えられたものを含む。）である。つまり、設計業務の発注条件に示されていない事項は、基本的に設計図書に反映されない。一方で、工事は設計図書のとおりに行うことが義務付けられているため、設計図書に反映されていない事項は工事にも反映されない。

発注者は、以上のことを認識した上で、必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件を取りまとめる必要がある。

【諸条件の調整と発注条件への反映】

発注者は、発注条件について、事業部局が作成した公共建築工事の企画及び予算措置の内容に整合したものとする必要がある。

発注者は、把握した諸条件の内容が、企画及び予算措置の内容を上回る場合や、諸条件に相反や矛盾が見られる場合には、事業部局と協議を行い、諸条件を取捨選択したり優先順位をつけたりするなど調整を行った上で、公共建築工事の品質、工期、コストが適切なものとなるように発注条件として取りまとめる必要がある。発注条件は、相互矛盾が無く、可能な限り客観的で明確なもの（可能なものは数値化する。）とする必要がある。

なお、発注条件のうち品質に関するものについては、国民からの求めに応じた過不足のない公共建築としての適切な品質が確保されるとともに、その品質が将来にわたって維持されるよう、メンテナンス性（維持管理コストを含む。）にも配慮したものとする必要がある。

【発注条件の変更による悪影響への留意】

設計の段階以降、特に工事の段階における発注条件の変更は、公共建築工事の品質、工期、コストに悪影響を及ぼす可能性が高くなる NO.15で解説ため、発注者は、可能な限りそのような事態が生じないように、事業部局等との調整や事前調査を十分に行い、自らの経験も踏まえた改善を図りながら、発注条件を適切なものとしておく必要がある。

■解説

(設計者としての善良な管理者としての注意義務)

- 設計者は、発注者から示された設計業務の発注条件を前提として、設計者として専門家（建築士）の能力から考えて通常期待される注意義務を果たして設計図書を作成するということであり、設計業務に関する法令及び実務に精通し、関係法令、技術基準に適合した設計を行うことや、建築物の質の向上に寄与するように業務を行うことなどが求められる。

(必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件)

- 発注条件は、設計業務においては、面積等の施設要件、工事費、工事の工期、敷地・地盤条件、事業目標、整備水準等で構成されており、それらについては、主に業務の仕様書において示されている。工事においては、工事目的物の形状・寸法・仕様、機器の形状・仕様・性能・規格等、施工条件等で構成されており、それらについては、工事の図面、仕様書、現場説明書に示されている。
- なお、国土交通省の官庁営繕事業においては、設計業務の発注条件として、公共建築設計業務委託共通仕様書（参考資料①）を適用し、特記仕様書に「企画書」（参考資料②）を添付している。「企画書」とは、把握した諸条件を取りまとめる書式であり、主に新築の事業の場合に作成することを原則としている。また、工事の場合は、当該工事に公共建築工事標準仕様書（参考資料③）を適用する旨を、個別工事の図面（特記仕様書）に記載している。

(把握した諸条件の調整と発注条件の取りまとめ)

- 公共建築工事が予算措置された以降は、トレードオフの関係にある品質、工期、コストを予算の範囲内で調整することが原則となる。このことを踏まえ、発注者は、把握した諸条件の調整、事業部局との協議、発注条件の取りまとめに当たって、品質、工期、コストのそれぞれが適切なものとなるよう留意する必要がある。また、余裕期間制度（参考資料④）や債務負担行為の活用等により、発注・施工時期の平準化に努める必要がある。

【品質、工期、コストの調整例】

- ・ 現場での施工上の制約*に応じた工期の延長
※現場に進入可能な工事車両や重機の大きさの制約、隣接する施設の特性に応じた騒音・振動が発生する作業時間の制約等
- ・ 予算措置の内容を上回る諸条件を反映させる場合、事業部局による追加の予算措置

【事業部局からの諸条件と、それ以外の諸条件の調整例】

- ・ （特に事業部局が異なる）複数機関が入居する場合の調整（入居階・位置、面積割、共用部分の設置位置、専用部分のセキュリティ、エレベーターの計画等）
- ・ バリアフリー（必要な設備、施設管理者による対応方法等）、環境負荷低減技術の採用、木材利用（対象範囲等）等の国等の政策の反映に関する調整
- ・ 地域のまちづくりへの寄与に関する調整（オープンスペースの確保、壁面線の後退、閉

庁日の駐車場利用等)

- ・ 災害時における近隣住民の使用に関する調整（使用範囲、必要な設備等）
- ・ 当該敷地におけるインフラ関係の条件との調整（電気、ガス、水道、下水道、通信等）
- ・ 建替や改修工事における行政サービスの継続に関する調整（仮庁舎、施工手順、安全確保等）
- ・ 別途発注される関連工事との工事間調整（工期、施工手順、安全確保等）

- 設計段階においても、発注条件の中で相互に関連する事項については、対応の方法によっては相反する場合がある。相反する例について、「(参考) 発注条件の一事例」の図中、「例1」から「例3」に示す。各例の概要については以下の通りである。

【諸条件の調整例（設計段階）】

- ・ 例1：「工事費」と「整備水準」、「技術提案」
設計内容によっては工事費が増大する可能性があることに留意する必要がある。
- ・ 例2：「工事工期」と「工事施工等の条件明示」
居ながらの改修工事において、執務エリアと作業エリアを分割して入れ替えながら段階的に工事を行う場合は、その入れ替え回数が多くなればなるほど工期が長くなることに留意する必要がある。なお、このような、居ながらの改修工事における作業エリアの設定や執務エリアとの入れ替え回数等の施工手順について、発注者は、工事の施工条件として設計図書に明示する必要がある。
また、休日や夜間のみしか作業ができないなどの制約がある場合は、発注者は、工事の発注条件として設計図書に明示するとともに、それらの制約も考慮して工期を設定する必要がある。
- ・ 例3：「施設が保有すべき耐震安全性の確保」と「組織改変に柔軟に対応できる平面、執務環境、動線等の機能が低下しない計画、フレキシビリティ」
前者の条件（耐震安全性の確保）を満足させながら、後者の条件（組織改編に柔軟に対応できる平面等）をどの程度満足させるかについて、発注者が判断する必要がある。

(参考) 官庁営繕事業における発注条件の一事例

←→ は、相互に関連する事項の例を示す。対応の方法によっては、相互矛盾する場合もある。

発注条件	
各事項	「●●庁舎」の場合の例(一部)
(1) 当該事業の固有条件、前提条件	
施設要件	施設の条件等(既存庁舎・増築庁舎の構造・規模・職員数) 施工時の配慮事項(執務しながらの改修工事、毎年■■の期間に申請書類受付が集中し来庁者多い)
例1 → 工事費(予算:上限額)	約 ■億円
例2 → 工事工期	平成 ■年■月 ~ 平成 ■年■月
敷地条件(面積、形状、高低差等)	敷地測量結果
地盤条件(支持層、地下水位等)	地盤調査結果(ボーリング、土質試験)
既存庁舎の耐震性能	耐震診断結果(耐震性能評価値 0.▲▲)
敷地周辺の状況	都市計画関係の規制、インフラ概況
例2 → 工事施工等の条件明示	工事施工手順図(■期に分けて施工を想定)
(2) 発注者が「求める性能」として設定するもの	
事業の目標	①わかりやすく使いやすい施設づくり ②街並みに配慮した施設づくり ③環境負荷低減に努めた施設づくり ④耐震改修後の使いやすさに配慮した施設づくり →行政サービス向上、狭隘解消のための増築、現庁舎の耐震改修と経年劣化した設備の更新
重点整備項目	事業の目標 ①関連 ・施設利用者がわかりやすい動線計画 ・明瞭なサイン計画 ・ユニバーサルデザインの採用 ・組織改編等に柔軟に対応できる平面 ②関連 ・既存庁舎と統一感のある増築計画 ・街並みに配慮した増築計画 ③関連 ・グリーン購入法に適合の機器等の採用 ・エネルギー消費削減に配慮した建物・設備 ④関連 ・施設が有すべき耐震安全性を確保 ・執務環境、動線等の機能が低下しない計画
期待する効果	重点整備項目の実施によりもたらされるもの
適用基準	施設整備にあたって適用する技術基準等
整備水準(施設、外部空間、室等)	
社会性	→ 景観への配慮 (街中の庁舎としてふさわしい外観)
環境保全性	→ 省エネルギー(エネルギー消費の削減に配慮)
安全性(耐震性能含む)	→ 耐震性能 構造体 Ⅲ類 建築非構造部材 B類 建築設備 乙類 (一般的な庁舎、防災拠点ではない)
機能性	→ フレキシビリティ、ユニバーサルデザイン
所要の床面積	各室の要望床面積
使用材料、工法、構法 (工事の発注図面)	材料(コンクリート強度)、 工法(プレボーリング拡大根固め工法)、 平面図、立面図、構造図、軸組図 等
(3) 設計者からの技術提案に基づき設定するもの	
プロポーザル(技術提案)のうち施設整備に反映させる条件	①エントランスを通りに面して設けるなど、わかりやすい施設を実現するための検討 ②通りへの圧迫感の低減及び既存と増築庁舎のファサードに統一感を持たせるなど、連続する街並みに対する調和を検討 ③自然通風の促進及び高効率空調など環境負荷低減について検討 ④耐震改修工法は総合的なコスト比較を含めバランスのよい計画となるよう検討

出典：社会資本整備審議会第21回官公庁施設部会資料(一部を抜粋)

■参考資料

- ① 公共建築設計業務委託共通仕様書
<<https://www.mlit.go.jp/common/001280205.pdf>>
- ② 企画書
 - ・官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式（PDF）
<<https://www.mlit.go.jp/common/001395695.pdf>>
 - ・企画書の標準的書式（エクセル）
<<https://www.mlit.go.jp/common/001126511.xls>>
 - ・企画書対応確認書の標準的書式（エクセル）
<<https://www.mlit.go.jp/common/001126512.xls>>
- ③ 公共建築工事標準仕様書
 - ・建築工事編
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/kenchiku_hyoushi.html>
 - ・電気設備編
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000017.html>
 - ・機械設備編
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000058.html>
- ④ 余裕期間制度の活用について
<<https://www.mlit.go.jp/common/001135341.pdf>>

NO. 13 答申 P7、L20～30

(2) 設計業務、工事等の発注と実施

発注条件に基づく設計業務、工事等の発注と実施に関しては、以下に留意した上で適切に行う必要がある。

<設計業務、工事等の発注>

発注者は、透明性・公平性を確保した上で、それぞれの公共建築工事に最も適した設計者、施工者等を選定する必要がある。

発注者は、設計業務、工事監理業務の発注に当たっては、それぞれの業務内容に応じた予定価格を適正に設定する必要がある。

発注者は、工事の発注に当たっては、設計図書に基づき適切に積算数量を算出し、建築市場の動向を考慮して、それぞれの工事内容に応じた予定価格を適正に設定する必要がある。

■解説

(最も適した設計者の選定)

- 国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質を確保することが求められる公共建築の設計業務を委託しようとする場合は、設計料の多寡による選定方法によってのみ設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査の上、設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要であることから、国土交通省の官庁営繕事業では、建築士が行うことが義務付けられている設計業務等の設計者について、原則として、プロポーザル方式^{*}により選定している。国土交通省では、このような公共建築工事における設計者の選定の重要性やプロポーザル方式の概要等についてわかりやすく紹介したパンフレット (参考資料①) を作成している。

※ 評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を契約の相手方とする方式である。国土交通省の官庁営繕事業では、原則として、建築士法第3条又は同3条の2に規定する設計業務等に適用している。

(参考) 官公庁施設の設計業務委託方式の在り方について (平成3年3月建築審議会答申) : 抜粋

官公庁施設は国民共有の資産として質の高さが求められることから、その設計業務を委託しようとする場合には、設計料の多寡による選定方法によってのみ設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要である。

(参考) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号): 抜粋

(定義)

第2条(略)

2 この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。)又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計(以下「調査等」という。)をいう。

(競争参加者等の技術提案を求める方式)

第15条(略)

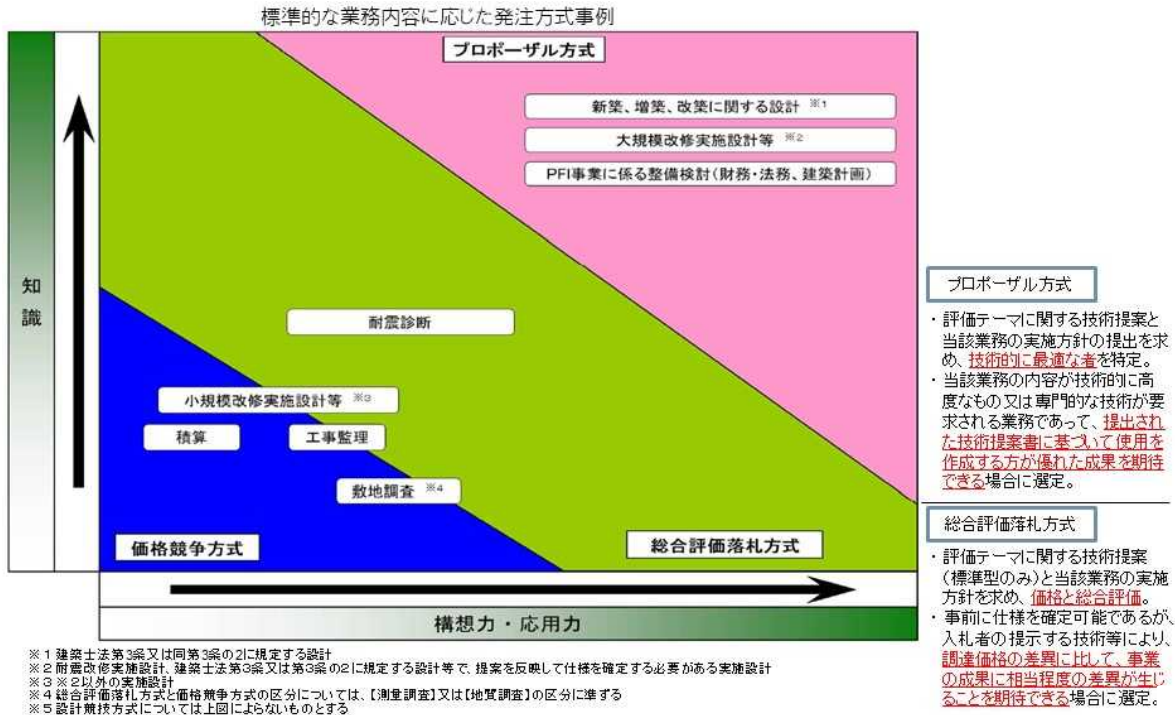
2~5(略)

6 発注者は、その発注に係る公共工事に関する調査等の契約につき競争に付さないときは、受注者となろうとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事に関する調査等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7(略)

- また、一般的な耐震診断や積算業務など、技術的に定型な業務については、原則として、総合評価落札方式^{*}や価格競争方式により選定している。
 - ※ 技術的に定型な業務について総合評価落札方式を採用する場合は、原則として、評価テーマに関する技術提案を求めず、当該業務の実施方針の提出を求めて価格と総合評価を行う簡易型としている。
- 国土交通省では「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」^(参考資料②)において、設計業務や工事監理業務等の入札・契約についての具体的な運用を取りまとめている。

(参考) 設計業務等の発注方式の選定の考え方 (国土交通省の官庁営繕事業の例)



出典：社会資本整備審議会第19回官公庁施設部会資料(一部修正)

- 全国営繕主管課長会議では、全国の公共建築工事の発注者が適切な設計者選定を行うためのマニュアルとして「建築設計業務委託の進め方」(参考資料③)を作成し、公表している。

(最も適した施工者の選定)

- 品確法において、工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより工事の品質が確保されなければならないとされていることから、国土交通省の官庁営繕事業では、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、工事の経験及び工事成績や地域要件など、適切に競争参加資格を設定するとともに、工事の施工者について、予定価格が一定の価格以上の工事を対象として、原則、総合評価落札方式※により選定している。

※ 評価テーマに関する技術提案(標準型の場合)と当該業務の実施方針の提出を求めて価格と総合評価を行う方式である。

- 同じく品確法において、発注者の責務として、公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定その他必要な措置を講ずることが挙げられていることから、国土交通省の官庁営繕事業では、予定価格が一定の価格以上の工事等を対象として、調査基準価格を設定し、また品質を確保するための体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する施工体制確認型総合評価落札方式を試行している。

- 国土交通省では「公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集」(参考資料④)や「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(参考資料⑤)において、総合評価落札方式の具体的な運用を取りまとめている。

(参考) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年法律第 18 号) : 抜粋

(基本理念)

第 3 条 (略)

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等 (工事及び調査等をいう。以下同じ。) の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3～12 (略)

(発注者等の責務)

第 7 条 (略)

一～三 (略)

四 その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

(成績評定の発注者間での相互利用)

- 国土交通省の官庁営繕事業の設計業務のプロポーザル方式等に当たっては、設計者の技術力を適切に評価する観点から、配置予定技術者が過去に実施した設計業務等の成績 (業務成績) を評価項目の一つとしている。また、工事の総合評価落札方式に当たっては、企業の技術力を適切に評価する観点から、企業及び技術者が過去に実施した工事の成績 (工事成績) を評価項目の一つとしている。
- さらに、公共建築工事の発注者間で連携して、全体として、より一層の品質確保を図る観点から、業務成績、工事成績いずれについても、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会及び全国営繕主管課長会議において申し合わせを行い、公共建築工事の発注者間での相互利用を進めている (参考資料⑥、⑦、⑧、⑨)。相互利用に参加するためには、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会及び全国営繕主管課長会議で取りまとめた標準採点表によって成績評定を行う必要がある。
- なお、業務成績の相互利用に当たっては公共建築設計者情報システム (PUBDIS)

(参考資料⑩)に蓄積された成績データが活用されており、工事成績の相互利用に当たっては参加機関から登録された成績データを国土交通省でとりまとめたデータベースが各機関で活用されている。いずれにおいても発注機関や地域等の各種条件により効率的に成績を検索することができるようになっている。

- 地方公共団体が相互利用に参加し、国の機関の成績を評価対象とする場合、必ずしも全ての成績を評価対象とする必要はなく、評価対象範囲を当該地方公共団体に立地する公共建築の設計業務や工事に限定するなど、発注者の判断で柔軟な運用が可能である。ただし、その場合、競争参加者に対して、評価対象とする成績の範囲を事前に明示する必要がある。

(参考) 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定、令和元年10月18日最終変更）：抜粋

(「7 発注関係事務の環境整備に関する事項」より抜粋)

新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用できるよう、データベースの整備、データの登録及び更新並びに発注者間でのデータの共有化を進めるものとする。

(「8 調査等の品質確保に関する事項 (3) 調査等における技術的な能力の審査の実施、調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法等」より抜粋)

成績評定の結果は、業務を遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすことから、国と地方公共団体との連携により、調査等の特性を考慮した評定項目及び評価方法の標準化を進めるとともに、発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進め、相互に活用するよう努めるものとする。

(業務内容に応じた適正な予定価格の設定)

- 発注者は、公共建築工事の個別性に留意しつつ、設計業務、工事監理業務の業務内容を設定し、その業務内容に応じて、建築士法に基づく業務報酬基準(参考資料⑩)に基づき予定価格を適正に設定する必要がある。例えば、「特殊な敷地上の建築物」、「木造の建築物(小規模なものを除く)」、「特殊な形状の建築物」、「特殊な解析、性能検証等を要する建築物」、「特殊な構造の建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。）」、「免震建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。）」、「特別な性能を有する設備が設けられる建築物」の場合は、それぞれ総合、構造または設備の直接人件費を割り増しする必要がある。また、「設計、工事監理に関する標準業務に付随する追加的な業務」などの標準業務に含まれない業務内容を追加する場合は、該当する業務費用を付加する必要がある。

- 国土交通省の官庁営繕事業においては、官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領（参考資料⑫）に基づき設計業務、工事監理業務の予定価格を設定している。なお、官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領は、業務報酬基準に準拠した内容となっている。

（適切な積算数量の算出）

- 国土交通省においては、公共建築工事の適正な予定価格の作成に資するため、「営繕工事積算チェックマニュアル」（参考資料⑬）等を作成している。これは、積算数量の拾い忘れや違算を防止し、精度向上を図るとともに単価等の設定を適切に行えるよう積算業務の各過程において、チェックすべき項目や数量確認のための数値指標を取りまとめ、定めたものである。
- また、発注者は、工事の契約に当たって、積算数量の位置付けを明確にする必要がある。国土交通省の官庁営繕事業においては、全ての競争入札工事を対象として、入札時積算数量書活用方式（参考資料⑭）を平成 28 年度から試行し平成 29 年度から本格導入している。この方式は、入札参加者に発注者が示す「入札時積算数量書」の活用を促し、契約後にその積算数量に疑義が生じた場合に受発注者間で協議し必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とするものである。これまで建築工事においては積算数量を参考扱いとしていたため、積算数量の取扱いについて公共建築工事の発注者によって対応にばらつきがあったが、この方式を導入することにより、その取扱いが明確化されるものである。また、発注者と受注者間における積算数量の確認方法、協議等について円滑な運用がなされるよう入札時積算数量書活用方式運用マニュアル（参考資料⑮）を作成している。

（工事内容に応じた適正な予定価格の設定）

- 国土交通省では、公共建築工事の適正な予定価格の作成に資するため、『「営繕積算方式」活用マニュアル』（参考資料⑯）等を作成している。これは、公共建築工事積算基準とその運用に係る各種取組をパッケージ化した積算手法である「営繕積算方式」をわかりやすく解説したものとなっている。
- 積算数量の算出や製造業者・専門工事業者の見積収集などの適正な予定価格を設定するために必要となる業務を設計者等に委託する場合は、建築士法に基づく業務報酬基準において「設計に係る成果図書に基づく詳細工事費の算定に係る業務」は「設計に関する標準業務に付随する追加的な業務」であることに留意する必要がある。官庁施設の設計業務等積算要領において成果図書に基づく積算業務を委託する場合の直接人件費に係る業務人・時間数（業務量）の算定方法を示している。
- 適正な工期設定に伴うコスト増加のしわ寄せが必要経費の削減につながらないよう、工事費の積算においては、法定福利費（参考資料⑰）や安全衛生経費を適切に計上する必要がある。営繕工事では、これらの経費は直接工事費や共通費の一部として計上している。

- 品確法第7条第1項第1号により、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為（通称、「歩切り」という。）による予定価格の切り下げは法律違反であること等を踏まえ、発注者は市場の実勢等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定（参考資料⑦）に取り組む必要がある。
- また、見積価格等を参考に価格を設定する場合においても、妥当性の確認を行うことなく見積価格等の一部を控除する行為は、公平性・透明性を損ない、実質的に歩切りと類似する結果を招くおそれがあるため、厳に慎む必要がある。

（参考）発注関係事務の運用に関する指針（令和2年1月30日）（公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）：抜粋

（適正利潤の確保を可能とするための予定価格の設定）

予定価格の設定に当たっては、工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるために、工事を施工する者が適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成した設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。

積算に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第18条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、労働環境の改善状況、ICTの活用状況を含めた現場の実態把握に努めるとともに、これに即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準等を適用する。また、週休2日を確保すること等が重要であり、実態を踏まえて、労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、週休2日等に取り組み際に必要となる経費を適正に計上する。（後略）

■参考資料

- ① パンフレット「プロポーザルを始めようー質の高い建築設計を目指してー」
<<https://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku/proposal/2008-8.pdf>>
- ② 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン
<<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001401150.pdf>>
- ③ 建築設計業務委託の進め方
<<https://www.mlit.go.jp/gobuild/susumekata.html>>
- ④ 公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/hinkaku_sougou.html>

- ⑤ 国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン
※ 施工確認型総合評価落札方式の試行について掲載
<<https://www.mlit.go.jp/common/001068241.pdf>>
- ⑥ 建築設計に関する成績評定の相互利用
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_sougoriyou_000012.html>
- ⑦ 建築設計等委託業務成績評定要領作成指針等
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/hinkaku_seiseki_hyoutei_cons.html>
- ⑧ 公共建築工事に関する工事成績の相互利用について
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html>
- ⑨ 公共建築工事成績評定要領作成指針
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/hinkaku_seiseki_hyoutei.html>
- ⑩ (参考) 公共建築設計者情報システム (PUBDIS) ※ (一社) 公共建築協会
<<https://www.pbaweb.jp/pubdis2>>
- ⑪ 業務報酬基準 (平成 31 年国土交通省告示第 98 号及び平成 27 年国土交通省告示第 670 号)
<<https://www.mlit.go.jp/common/001269165.pdf>>
<<https://www.mlit.go.jp/common/001184374.pdf>>
- ⑫ 官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_gyoumusekisanki_jun.htm>
- ⑬ 営繕工事積算チェックマニュアル
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryous_sekisan_unnyou.htm#s6>
- ⑭ 入札時積算数量書活用方式・入札時積算数量活用方式運用マニュアル
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000035.html>
- ⑮ 「営繕積算方式活用」マニュアル
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html>
- ⑯ 建設業における社会保険加入対策について
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html>
- ⑰ 「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000100.html>

NO. 14 答申 P7、L31～35

<設計意図伝達業務、工事監理業務の発注>

発注者は、工事の段階において行う設計意図伝達業務や工事監理業務を、適切に発注する必要がある。なお、設計意図伝達業務は、設計意図を正確に伝えるために工事の段階において行われる実施設計に関する業務であることから、設計図書を作成した設計者に発注する必要がある。

■解説

(設計意図伝達業務の適切な発注)

- 設計意図伝達業務については、設計業務が終了しないと委託すべき業務内容や業務量が決まらないため、国土交通省の官庁営繕事業においては、原則として、設計業務と別契約としている。なお、設計業務については、その適切な履行期間を確保する観点等から、工事発注の前年度までに完了する場合も多くなっている。
- 設計意図伝達業務、工事監理業務、いずれにおいても、建築士法に基づく業務報酬基準等に基づき予定価格を設定する必要がある。

(設計意図伝達業務の設計図書を作成した設計者への発注)

- 設計意図伝達業務は、工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等や、工事材料、機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等を行うもので、設計意図を正確に把握している当該設計図書を作成した設計者が行う必要があるものと考えられる。
- 国土交通省の官庁営繕事業の設計業務において設計意図伝達業務を発注する場合（主に新築、増築等に係る設計業務）は、原則として、設計意図伝達業務を随意契約する予定がある旨を明示して手続開始の公示を行っている。
- また、工事の工程に連動した「遅滞ない設計意図伝達」を確実に実施するため、設計意図伝達業務委託契約の仕様書において、常に工事の工程を確認して業務を実施することや、工事の工程に合わせて検討、報告等の期限が設定された場合は、これを遵守すること等を契約事項として規定することとしている（参考資料①）。

(工事監理業務の適切な発注)

- 全国営繕主管課長会議では、工事監理業務の委託の基本的な考え方や、発注者と工事監理業務受注者との役割分担等を整理した公共建築の工事監理等業務委託マニュアル（参考資料②）を作成している。同マニュアルでは、公共建築の工事監理方式として、①一括委託方式（設計業務の受注者が設計意図伝達と工事監理の両方を一括して行う方式）、②第三者監理方式（設計業務の受注者以外の第三者が工事監理を行う方式）③自主監理方式（発注者自らが工事監理を行う方式）の3つの方式とそれぞれの特徴が示されており、発注者は、各方式の特徴を十

分把握した上で、発注しようとする工事の特性等に応じてふさわしい工事監理方式を選択する必要があるとし、②の第三者監理方式に焦点を当てて解説している。

- なお、工事監理業務の委託を行わずに発注者が建築基準法上の工事監理を行う場合（上記マニュアルの③自主監理方式に該当）は、工事監理者は一級建築士等の必要な資格を有する者でなければならないことに留意する必要がある。
- 国土交通省の官庁営繕事業においては、工事監理業務について、設計内容に客観的な技術的検討を加え、適正な品質確保をより一層推進するため、第三者性を確保する必要があることから、当該工事の設計者とは異なる者と契約することを原則とし、さらに、価格競争方式または総合評価落札方式により受注者を選定することを原則としている。なお、工事監理業務を設計者と同一の者と契約する場合においても、建築工事監理業務委託契約書第9条第2項に規定する通り、工事監理業務の管理技術者は当該工事の設計業務の管理技術者と同一の者としなければならないこととしている。

■参考資料

- ① 遅滞ない設計意図伝達（施工段階の設計）
<<https://www.mlit.go.jp/common/001207355.pdf>>
- ② 建築工事監理等業務委託の進め方-公共建築の工事監理等業務委託マニュアル-
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000067.html>

NO. 15 答申 P8、L1～7

<設計業務、工事等の実施>

公共建築工事の品質確保のため、発注者は、設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話を十分に行う必要がある。

また、発注者は、設計、工事の段階において発注条件の変更の必要が生じた場合には、事業部局と必要な協議をし、公共建築工事の品質、工期、コストの整合がとれたものとなるように変更内容を調整し、契約変更を適切に行う必要がある。

■解説

(設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話)

- 良質な公共建築を残すためには、発注者と受注者がその認識を共有し技術的に対等な関係で「技術的な事項に関する対話」を十分に行うことが重要である。このためには発注者にも一定の技術力が必要である。
- 「技術的な事項に関する対話」については、建築に関する専門知識を有する設計者や施工者等にその能力を最大限に発揮してもらうために、発注者は、発注条件を実現するための具体的な対応方法やその妥当性を設計者や施工者等に対して確認すること、必要に応じてより良い提案を求めることなどが考えられる。
- このような「技術的な事項に関する対話」を適切に行うためには、発注者は、発注条件について、必要な事項を過不足無く記載するとともに、相互矛盾が無く、可能な限り客観的で明確なもの（可能なものは数値化する。）とする（解説 NO. 12 の答申本文<発注条件の取りまとめ>を参照）とともに、技術的な事項に関する確認等に当たっては、可能な限り客観的、定量的な観点から行うことが望ましい。
- なお、答申において、発注者の体制、職員の配置状況等により、「技術的な事項に関する対話」を行うことが困難な発注者は、発注者支援を受けるため外部機関を活用することの必要性が示されていることに留意する必要がある。

(参考) 答申：抜粋

Ⅲ. 発注者がその役割を適切に果たすための方策

1. 多様な発注者の状況

(前略)

一方で、一部の発注者においては、発注者の役割を適切に果たすことが困難となっている状況も見受けられる。その要因としては、これまで、公共建築工事の発注者が果たすべき役割について十分に整理されておらず、発注者が自らの役割について適切に理解することが困難であること、発注者支援を受けないことで設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話が十分に行われていないことなどが考えられる。

3. 発注者がその役割を適切に果たすための方策

(3) 個別の公共建築工事の適切な発注と実施等のための外部機関の活用等の推進

発注者は、必要に応じて、事業部局との連携、公共建築工事の発注と実施（発注条件の取りまとめ、設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話も含む。）に関する発注者支援を受けるため、外部機関（民間を含む。以下同じ。）や広域的な連携の仕組みを活用すること。なお、外部機関を活用する場合においても、その責任は発注者が負うことに留意すること。

- また、国土交通省の官庁営繕事業では、生産性向上を推進するべく、工事の各工程において、発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の関係者間調整を円滑化し、現場への指示等を適時に行えるよう、発注者として実施する事項として以下の3点を整理している（参考資料①）。
 - ・設計意図を遅滞なく設計者から工事受注者等に伝達するため、設計意図伝達業務において、検討期限を遵守することなどを契約事項とする。
 - ・納まり等の調整を効率化するため、各種ツール(B I M^{*}等)を活用した取組を促進する。
 - ・関係者間での情報共有や検討等を迅速化するため、関係者が一堂に会する会議の早期開催に努めるほか、情報共有システムの活用を促進する。
- ※ Building Information Modeling の略
- さらに、工事受注者へ提出を求める工事関係図書等のさらなる削減ができるよう、省略・集約が可能な工事関係図書等を明示している。（参考資料②）

(発注条件の変更に当たっての事業部局との協議)

- 本来、設計や工事の手戻りが生じるような発注条件の変更は、追加の検討や修正作業のための負担に加え、履行期間や工期の延長が必要となる場合があるため、事業部局等との調整や事前調査を十分に行うことによって可能な限り避ける必要がある。しかしながら、やむを得ず、設計、工事の段階で発注条件を変更する必要が生じた場合は、品質、工期、コストはトレードオフの関係にあることから、発注条件の変更が、品質、工期、コストそれぞれに与える影響や、対応の可否について、事業部局と協議を行う必要がある。

(契約変更の適切な実施)

- 発注者は、発注条件を変更する必要が生じた場合等、必要な場合には、工期（業務においては履行期間）や契約金額について契約書の規定に基づき契約変更を行う必要がある（参考資料③、④、⑤）。
- また、発注者は、受注者から積算数量に関する協議を求められた場合において、契約書等の規定に基づき、必要があると認められるときは契約変更を行う必要がある。
- 国土交通省の官庁営繕事業においては、入札時積算数量書活用方式により、入

札時に発注者が示した「入札時積算数量書」の数量について契約後に疑義が生じた場合に受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更している。

■参考資料

- ① 営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化
<<https://www.mlit.go.jp/common/001226933.pdf>>
- ② 営繕工事における工事関係図書等に関する効率化の徹底
<<https://www.mlit.go.jp/common/001232423.pdf>>
- ③ 設計変更ガイドライン（案）
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000041.html>
- ④ 設計変更ガイドライン（案）Q&A
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000041.html>
- ⑤ 建築設計業務等変更ガイドライン（案）
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr4_000017.html>

NO. 16 答申 P8、L8～11

【追加調査等の実施】

事前調査に関して、設計者や施工者から、設計、工事の段階において追加の調査や試験等を提案された場合には、発注者は、必要と認めるときは、追加の調査や試験等の実施を指示するとともに、それに伴う契約変更を適切に行う NO.15で解説必要がある。

■解説

(追加の調査・試験等)

- 追加の調査や試験等には、追加のボーリング調査、既存建築物の配筋・配管・配線等の状況等の調査、既存建築物のコンクリートのコア抜き、既存材料等に関する各種試験、試験施工、モックアップ作成とそれを用いた各種試験等が考えられる。

NO. 17 答申 P8、L12～18

【改修工事等の実施】

撤去作業が発生する改修工事や解体工事において、発注者は、工事が関係法令等に基づき適切に行われるように、必要となる処分費等を工事の予定価格に反映する必要がある。既存建築物の状況が設計の段階までに把握しきれなかった場合には、発注者は、工事の段階において既存建築物の状況を確認し、その結果を踏まえて、契約変更を適切に行う。NO.15で解説必要がある。

■解説

(改修工事等の関係法令等に基づく適切な実施)

- 関係法令等については、公共建築改修工事標準仕様書(参考資料①)に示されている。また、同仕様書(建築工事編)「1.3.12 発生材の処理等」に、発生材の処理、建設廃棄物の取扱い等が規定されていることから、工事が適切に行われるようにするため、同仕様書を適用する旨を工事の発注条件とすることが考えられる。なお、これらの関係法令等については建築物解体工事共通仕様書(参考資料②)についても同様の規定となっている。

(参考) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版: 抜粋

1.3.11 施工中の環境保全等

(1) 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)、環境基本法(平成5年法律第91号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)その他関係法令等に基づくほか、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成5年1月12日付け建設省経建発第3号)を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺の環境保全に努める。

※建築物解体工事共通仕様書においても同様の規定がある。

- 「建設副産物適正処理推進要綱」(参考資料③)においては、「関係者の責務と役割」として、発注者、元請業者、下請負人等の責務と役割が示されている。

(参考) 建設副産物適正処理推進要綱: 抜粋

第2章 関係者の責務と役割

第5 発注者の責務と役割

(1) 発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。

発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。

(2) また、公共工事の発注者にあつては、リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドラインの適用に努めなければならない。

(工事の段階における既存建築物の状況確認)

- 設計の段階までに把握しきれない既存建築物の状況の例として、外壁改修工事における施工数量（外壁のひび割れの幅と長さ、仕上げ材の浮きの箇所や数量等）、鉄筋・配管・配線の状況等が考えられ、これらについて必要に応じて工事の段階で施工に先立ち、または施工を進めながら状況確認を行うことが考えられる。

■参考資料

① 公共建築改修工事標準仕様書

・ 建築工事編

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/kenchiku_hyoushi.html>

・ 電気設備工事編

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000019.html>

・ 機械設備工事編

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000018.html>

② 建築物解体工事共通仕様書

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_kaitai.html>

③ 建設副産物適正処理推進要綱

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle_rule/youkou.pdf>

NO. 18 答申 P8、L19～23

<事業部局への引き渡し>

発注者は、建築物を事業部局に引き渡す際には、平常時はもとより災害時も含めて、建築物の使い方や維持管理・運営に必要な情報等について、適切に伝達する必要がある。また、建築物とともに引き渡す完成図等の保管についても、併せて伝達する必要がある。

■解説

(建築物の使い方等の適切な伝達)

- 建築物等の適正な使用及び保全に資するため、「公共建築工事標準仕様書」では、建築物等を利用する際の基本的な使用方法、注意点など必要な事項を示す「建築物等の利用に関する説明書」について、工事の受注者がこれらの情報を取りまとめて作成し、発注者に提出することが規定されている。発注者は、事業部局には建築に関する専門知識を有する者がいない場合が多いことに十分に留意し、この「建築物等の利用に関する説明書」を用いるなどにより、建築物の使い方等について事業部局にわかりやすく伝達する必要がある。
- 国土交通省の官庁営繕事業においては、「建築物等の利用に関する説明書」を作成するための参考資料として「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」(参考資料①)を作成している。本手引きは、本編と防災編とで構成されており、それぞれ平常時と非常時における建築物の使用方法等の説明書を作成するためのものとなっている。

(参考) 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) 平成 31 年版 : 抜粋

1.7.3 保全に関する資料

- (1) 保全に関する資料は次により、提出部数は特記による。特記がなければ、2部とする。
 - (ア) 建築物等の利用に関する説明書
 - (イ) 機器取扱い説明書
 - (ウ) 機器性能試験成績書
 - (エ) 官公署届出書類
 - (オ) 主要な材料・機器一覧表等
- (2) (1)の資料の作成に当たり、監督職員と記載事項に関する協議を行う。

■参考資料

- ① 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き
 - ・ 本編
<<https://www.mlit.go.jp/common/001261070.pdf>>
 - ・ 防災編
<<https://www.mlit.go.jp/common/001261071.pdf>>

NO. 19 答申 P8、L24～26

なお、発注者は、公共建築工事の発注と実施に関して、国民に対する説明責任を果たす必要がある。その際、専門性の高い事項についても十分に理解されるように努める必要がある。

■解説

(発注と実施に関する説明責任)

- この答申は、発注者が国民への説明責任を果たすための新たな制度や仕組の構築について求めているものではないが、例えば、それぞれの発注者において取決めているコンプライアンスに関する方針（参考資料①）等を組織内で十分に共有することや、他の公共建築工事の発注者によって実施されている説明責任を果たすための取組（入札及び契約の過程等に係る情報の公表（参考資料②）、プロポーザルの評価結果等の公表（参考資料③）等）を参考にすることなどが考えられる。

■参考資料

- ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部におけるコンプライアンスの取組
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr1_000004.html>
※各年度のコンプライアンス推進計画等を掲載
- ② 国土交通省における入札及び契約の過程等に係る情報の公表
 - ・ 建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について
<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/tutatsu/05/071005_2.pdf>
 - ・ 工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について
<<https://www.mlit.go.jp/common/001067880.pdf>>
- ③ 業務・工事の評価結果等の公表
 - ・ 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン
<<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001401150.pdf>>
※「5-3 情報公開 様式1（プロポーザル方式の例）、様式2（総合評価落札方式の例）」を参照
 - ・ 公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/hinkaku_sougou.html>
※「IV様式例 1. 施工能力評価型の例 様式例6：入札者の順位の決定根拠を示す公表用資料の例、2. 技術提案評価型の例 様式例6：入札者の順位の決定根拠を示す公表用資料の例」を参照

3. 答申本文と審議経緯等

○答申本文

次の 57 ページから 69 ページまで「官公庁施設整備における発注者のあり方について」（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議会）答申本文を掲載します。

表紙と目次については省略していますので、必要な場合は、以下の URL をご参照下さい。

○公共建築工事の発注者の役割ポータルサイト

- ・「官公庁施設整備における発注者のあり方について」（答申）
(2017 年 1 月 20 日)

<<https://www.mlit.go.jp/common/001175127.pdf>>

I. はじめに

公共建築は、国や地方公共団体（以下「国等」という。）によって、行政サービスの提供や防災拠点機能等の場として整備される。一つ一つの公共建築には、そのような場として国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質が確保されるとともに、良好なストックとして機能し続けるよう適切に品質の維持・向上等が図られることが期待されている。

また、バリアフリー化や環境負荷低減等の様々な国等の政策を反映すること、ストックの有効活用のための長寿命化や用途変更、他の発注者との合築整備や複合化等の新たな社会的要請に応えること、さらに、民間建築にも参照されることなどから先導的な役割を果たすことが期待されている。

<品質法等の改正への対応経緯>

現在及び将来の公共工事の品質確保等を目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品質法」という。）等が改正され（平成 26 年 6 月）、発注者の責務について「適正な予定価格の設定」、「適切な工期の設定」、「適切な設計変更」等に係る規定が置かれた。それを受けて、公共工事を対象として「発注関係事務の運用に関する指針」が策定された（平成 27 年 1 月）。公共建築工事に関しては、「営繕積算方式活用マニュアル」、「工期設定の基本的考え方」、「設計変更ガイドライン」等のマニュアル類が国土交通省において策定されている。

<基礎ぐい工事問題への対応経緯>

いわゆる基礎ぐい工事問題の対応のために「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」が国土交通省に設置され（平成 27 年 11 月）、同委員会の「中間とりまとめ報告書」において、建設工事の発注者を含めた「関係者一人一人が役割と責任を果たすことを希望する」という問題意識が示された（同年 12 月）。それを受けて、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会の「中間とりまとめ」（平成 28 年 6 月）において、民間工事の工事請負契約の締結に先立って、予め発注者間で協議しておくことが必要と考えられる施工上のリスクに関する基本的考え方等の取りまとめの必要性が示された。それを受けて、「民間工事指針」が国土交通省において策定された（同年 7 月）。同指針では、発注者と受注者間でのリスク負担に関する考え方や協議項目等に関する枠組みが示されている。

<公共建築工事の現状と課題>

建築物は、関係者から求められるもの、機能、規模、敷地、設計・工事の工程、工事費等の諸条件に個別性が強い。

公共建築については、従来から、公共建築工事の発注者が、施設管理者、施設利用者、近隣住民等の多様な関係者から求められるものを把握し、様々な国等の政策

と併せて反映して整備を行ってきた。

公共建築の適切な品質確保のためには、それぞれの発注者において、公共建築工事の実施に関して様々な工夫や努力が払われてきた。また、発注者間で技術基準等の共有化や情報交換が行われてきた。

しかしながら、一部の発注者においては、品確法等の運用が適切に行われないなど、発注者の役割を適切に果たすことが困難となっている状況も見受けられる。

その要因としては、公共建築工事の発注者の置かれた状況が、体制、職員の配置状況や業務経験等を含めて多様であるとともに、新たな政策の反映、ストックの有効活用のための改修や用途変更工事の増加、他の発注者との合築整備、複合化や多様な事業手法の検討の要請等、公共建築工事に関する発注者の業務内容が変化する一方で、これまで、公共建築工事の発注者が果たすべき役割について十分に整理されておらず、発注者が自らの役割について適切に理解することが困難であることが考えられる。

<本答申の考え方>

本答申は、国土交通大臣より諮問（平成 28 年 6 月）のあった「官公庁施設整備における発注者のあり方について」（以下「本諮問」という。）を受けて取りまとめたものである。

本答申においては、以上に述べた、品確法等の改正や基礎ぐい工事問題への対応経緯、公共建築工事の現状と課題を踏まえ、公共建築工事について、調査・企画から設計、工事に至る過程における発注者の役割を整理するとともに、その役割を適切に果たしていくための方策を提言している。発注者が、適切にその役割を果たし、それにより適切に公共建築工事を実施するための一助となることを期待する。

なお、本答申においては、公共土木工事や民間建築工事と対比した上で公共建築工事に固有の特徴を示した。そのため、本諮問で用いられた「官公庁施設整備」を「公共建築工事」という用語に置き換えて記述している。

本答申の「公共建築」が指している建築物の範囲は、本諮問の「官公庁施設」と同じ範囲（国等の建築物）であり、本答申の「建築工事」の過程の範囲は調査・企画、設計、工事としており、「施設整備」の過程と同じ範囲となる。その結果として本答申の「公共建築工事」は「官公庁施設整備」と同義となる。

Ⅱ. 公共建築工事における発注者の役割

公共建築工事の発注者の役割をわかりやすく示すために、まず、公共土木工事や民間建築工事との対比の下に、公共建築工事の特徴と発注者に求められることを明らかにし、それを踏まえて発注者の役割を整理している。

1. 公共建築工事の特徴と発注者に求められること

公共建築工事の特徴と、その特徴を踏まえた発注者に求められることを、以下の五点に整理した。(1)は民間建築工事、(2)～(5)は公共土木工事との対比により示される特徴と発注者に求められることである。

(1) 国等が主体的に行う事業であること

- ・ 公共建築工事は、主に税金を使って行われる事業^{*1}であり、それぞれの事業は国民生活に寄与するものである。そのため、発注者には、①国民^{*2}からの求めに応じた過不足のない公共建築としての適切な品質を確保すること、②国等の政策を公共建築工事に反映すること、③国民に対する説明責任を果たすこと（法令等に基づき透明性・公平性のある発注を行うことを含む。）、が求められる。
- ・ 公共建築工事に関しては、予算措置の際に、その大枠の条件（建築物の機能、規模、敷地、設計・工事の工程、設計費・工事費等）が決められることが多い。そのため、発注者には、大枠の条件が適切なものとなるように努めることが求められる。

※1 ここていう事業は、設計、工事、維持管理、改修及び解体の全てにわたる。

※2 地方公共団体においては、その住民である。なお、納税者としての立場と施設利用者としての立場がある。

(2) 発注部局と事業部局とが異なる場合が多いこと

- ・ 国等においては、建築物を所管する事業部局と発注者の発注業務を担当する発注部局とが異なる場合が多い^{*}。事業部局は、公共建築工事の企画立案と予算措置を行い、発注部局は、事業部局からの委任に基づき当該公共建築工事の発注等を行い、それぞれが自ら行うことに対する責任を負う。そのため、発注者（公共建築工事の発注の部局と責任者をいう。以下同じ。）には、①公共建築工事の企画立案の段階から事業部局との連携を密にすること、②事業部局から建築物に求められる諸条件を把握の上、品質、工期、コスト（ライフサイクルコストの観点によるものを含む。以下同じ。）が適切なものとなるように調整し、公共建築工事に反映すること、が求められる。

※ 同一の部局が発注部局と事業部局とを兼ねる場合もあるが、本答申においては、その場合でも発注部局と事業部局とを別部局として整理する。また、事業部局と施設管理者とが異なる場合もあるが、本答申においては、事業部局に施設管理者が含まれるものとして整理する。

(3) 事業部局以外にも多様な関係者が存在し、個別性が強いこと

- ・ 公共建築工事には、事業部局以外にも施設利用者、近隣住民等の多様な関係者が存在し、建築物に求められるものは個別性が強い。そのため、発注者には、建築物の機能、規模、敷地、設計・工事の工程、設計費・工事費等の諸条件に加えて、多様な関係者から建築物に求められる諸条件を把握し、必要な調整を行った上で、公共建築工事に反映することが求められる。

(4) 設計業務、工事監理業務に、建築基準法、建築士法が適用されること

- ・ 建築工事における設計業務や工事監理業務は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づいて建築士が行う業務である。そのため、発注者には、建築士が関係法令に基づいて適切に業務が実施できるように配慮することが求められる。また、公共建築工事に求められる品質を確保する上で必要となる業務が適切に実施されるように、発注条件における業務内容を適切に設定するとともに、それぞれの公共建築工事に最も適した設計者や工事監理者を選定することが求められる。

(5) 建築市場全体の中で、公共の占める割合が極めて小さいこと

- ・ 建築市場は民間建築工事が大多数であり、公共建築工事の材料、機器等の仕様や価格は、民間市場に大きな影響を受ける。そのため、発注者には、民間市場の動向を的確に把握し、公共建築工事の発注条件や予定価格に適切に反映することが求められる。

2. 公共建築工事における発注者の役割

上記 1. を踏まえ、公共建築工事における発注者の役割について、その基本となる事項を以下の二点に再整理して示す。なお、発注者は、その役割を果たすために、必要に応じて、発注者支援を受けることが求められる。

① 企画立案等に関する事業部局との連携

発注者は、事業部局が行う公共建築工事の企画立案と予算措置において、それらの内容が適切なものとなるように、技術的な助言を行うなど事業部局と十分に連携する必要がある。

② 公共建築工事の発注と実施

発注者は、事業部局から公共建築工事の委任を受けた後は、建築物や公共建築工事に求められる諸条件を把握・整理し、設計者、施工者等に示す発注条件として、適切に取りまとめる必要がある。そして、発注条件に基づき設計業務、工事等を発注し、適切に実施する必要がある。

また、発注者は、公共建築工事の発注と実施に関する国民に対する説明責任を果たす必要がある。

以下に、それぞれの基本となる事項について、発注者の役割を示す（上記①及び②と、下記（１）及び（２）は、それぞれ対応する。）。

なお、以下に述べるもののほか、発注者は、品確法等の関係法令等や設計業務、工事等の契約書に規定された発注者の責務等を適切に果たす必要がある。

（１）企画立案等に関する事業部局との連携

事業部局において公共建築工事の企画立案や予算措置が行われる。当該企画等には、建築物の機能、規模、敷地、設計・工事の工程、設計費・工事費、事業手法等が含まれる。当該企画や予算措置の内容は、発注者が取りまとめる公共建築工事に関する発注条件の基礎となるものである。そのため、発注者は、企画立案や予算措置に関して技術的な助言[※]を必要に応じて行うなど事業部局と十分に連携する必要がある。

また、公共建築工事の企画や予算措置に関して、事業部局が国民に対する説明責任を果たすに当たって、技術的な助言を必要に応じて行うなど、事業部局と十分に連携する必要がある。

※ 具体的には、上位計画（インフラ長寿命化計画、公共施設等総合管理計画等）との整合性を図ること、事業の合理性や経済性を確保すること、事業の実施の優先順位や緊急性を評価すること、メンテナンス性（維持管理コストを含む。）を考慮すること、品質、工期、コストが適切なものとなるように調整すること等が考えられる。

（２）公共建築工事の発注と実施

１）諸条件の把握と発注条件の取りまとめ

諸条件の把握・整理、発注条件の調整と取りまとめに関しては、以下に留意した上で適切に行う必要がある。

<諸条件の把握>

発注者は、建築物や公共建築工事に求められる諸条件に関して、①事業部局からの諸条件、②多様な関係者（事業部局以外の施設利用者、近隣住民等）か

らの諸条件、③国等の政策、④公共建築工事に影響する現場の状況（敷地の地盤条件、都市計画、周辺環境、既存建築物の状況等）、を把握・整理する必要がある。なお、事業部局や多様な関係者からの諸条件に関しては、潜在的なものについても把握するように努める必要がある。

【敷地に係る事前調査の実施】

発注者は、敷地の地盤条件等の現場の状況把握のために、必要な事前調査（地盤調査等）を行う必要がある。事前調査に当たっては、従前の土地利用や地歴情報、土壤汚染、地下埋設物等の把握にも努める必要がある。

【改修工事における事前調査の実施等】

発注者は、改修工事の対象となる既存建築物の状況把握のために、必要な事前調査（コンクリートの強度や中性化深さの調査、アスベストの有無の調査等）を行う必要がある。

工事の段階において行うことが合理的な調査（仮設足場が必要なもの（外壁のひび割れ等の施工数量の調査等）、隠蔽部分の調査等）に関しては、発注者は、その調査内容を設計図書に明記するとともに、調査費用を工事の予定価格に反映する必要がある。

＜発注条件の取りまとめ＞

発注者は、把握・整理した諸条件について、以下に留意しつつ発注条件として取りまとめる必要がある。

【発注条件の重要性】

発注者は、設計者、施工者等との契約において、発注条件を決定する権限を有しており、同時に決定に係る責任を負う。一方で、設計者、施工者等は、発注条件（設計者は設計業務の発注条件、施工者は工事の設計図書、工事監理者は工事監理業務の発注条件）に示された範囲に関して、契約書に基づき、発注者に対する責任を負う。

設計図書は、設計者としての善良な管理者の注意義務により作成されるが、その前提となるものは、設計業務の発注条件として発注者から示された事項（発注条件の内容について発注者から設計者に具体的に伝えられたものを含む。）である。つまり、設計業務の発注条件に示されていない事項は、基本的に設計図書に反映されない。一方で、工事は設計図書のとおりに行うことが義務付けられているため、設計図書に反映されていない事項は工事にも反映されない。

発注者は、以上のことを認識した上で、必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件を取りまとめる必要がある。

【諸条件の調整と発注条件への反映】

発注者は、発注条件について、事業部局が作成した公共建築工事の企画及び予算措置の内容に整合したものとする必要がある。

発注者は、把握した諸条件の内容が、企画及び予算措置の内容を上回る場合や、諸条件に相反や矛盾が見られる場合には、事業部局と協議を行い、諸条件を取捨選択したり優先順位をつけたりするなど調整を行った上で、公共建築工事の品質、工期、コストが適切なものとなるように発注条件として取りまとめる必要がある。発注条件は、相互矛盾が無く、可能な限り客観的で明確なもの（可能なものは数値化する。）とする必要がある。

なお、発注条件のうち品質に関するものについては、国民からの求めに応じた過不足のない公共建築としての適切な品質が確保されるとともに、その品質が将来にわたって維持されるよう、メンテナンス性（維持管理コストを含む。）にも配慮したものとする必要がある。

【発注条件の変更による悪影響への留意】

設計の段階以降、特に工事の段階における発注条件の変更は、公共建築工事の品質、工期、コストに悪影響を及ぼす可能性が高くなるため、発注者は、可能な限りそのような事態が生じないように、事業部局等との調整や事前調査を十分に行い、自らの経験も踏まえた改善を図りながら、発注条件を適切なものとしておく必要がある。

2) 設計業務、工事等の発注と実施

発注条件に基づく設計業務、工事等の発注と実施に関しては、以下に留意した上で適切に行う必要がある。

<設計業務、工事等の発注>

発注者は、透明性・公平性を確保した上で、それぞれの公共建築工事に最も適した設計者、施工者等を選定する必要がある。

発注者は、設計業務、工事監理業務の発注に当たっては、それぞれの業務内容に応じた予定価格を適正に設定する必要がある。

発注者は、工事の発注に当たっては、設計図書に基づき適切に積算数量を算出し、建築市場の動向を考慮して、それぞれの工事内容に応じた予定価格を適正に設定する必要がある。

<設計意図伝達業務、工事監理業務の発注>

発注者は、工事の段階において行う設計意図伝達業務や工事監理業務を、適切に発注する必要がある。なお、設計意図伝達業務は、設計意図を正確に伝えるために工事の段階において行われる実施設計に関する業務であることから、設計図書を作成した設計者に発注する必要がある。

＜設計業務、工事等の実施＞

公共建築工事の品質確保のため、発注者は、設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話を十分に行う必要がある。

また、発注者は、設計、工事の段階において発注条件の変更の必要が生じた場合には、事業部局と必要な協議をし、公共建築工事の品質、工期、コストの整合がとれたものとなるように変更内容を調整し、契約変更を適切に行う必要がある。

【追加調査等の実施】

事前調査に関して、設計者や施工者から、設計、工事の段階において追加の調査や試験等を提案された場合には、発注者は、必要と認めるときは、追加の調査や試験等の実施を指示するとともに、それに伴う契約変更を適切に行う必要がある。

【改修工事等の実施】

撤去作業が発生する改修工事や解体工事において、発注者は、工事が関係法令等に基づき適切に行われるように、必要となる処分費等を工事の予定価格に反映する必要がある。既存建築物の状況が設計の段階までに把握しきれなかった場合には、発注者は、工事の段階において既存建築物の状況を確認し、その結果を踏まえて、契約変更を適切に行う必要がある。

＜事業部局への引き渡し＞

発注者は、建築物を事業部局に引き渡す際には、平常時はもとより災害時も含めて、建築物の使い方や維持管理・運営に必要な情報等について、適切に伝達する必要がある。また、建築物とともに引き渡す完成図等の保管についても、併せて伝達する必要がある。

なお、発注者は、公共建築工事の発注と実施に関して、国民に対する説明責任を果たす必要がある。その際、専門性の高い事項についても十分に理解されるように努める必要がある。

Ⅲ. 発注者がその役割を適切に果たすための方策

公共建築工事の発注者は、それぞれの置かれた状況が多様であり、業務内容も変化している。発注者は、その役割を適切に果たすために、それらに応じた適切な方策を講ずることが求められる。

1. 多様な発注者の状況

公共建築工事は、国の各省各庁、都道府県、市町村の様々な主体によって実施されている。それぞれの主体における公共建築工事の発注者の体制、職員の配置状況や業務経験等は、多様な状況にある。

また、発注者の業務内容については、新たな政策の反映、ストックの有効活用のための改修や用途変更工事の増加、他の発注者との合築整備、複合化や多様な事業手法の検討の要請等、社会情勢の変化に応じて様々に変化している。さらに、先導的な役割を果たすことが期待されていることにも配慮する必要がある。

そのため、それぞれの発注者は、公共建築工事の発注と実施に当たって、また、技術基準等の整備・活用、職員の育成等に当たって、様々な工夫や努力を払ってきた。発注者の体制等や業務内容は、今後とも、社会情勢に応じて変化していくものと考えられ、発注者は、その変化に対応することが必要となる。

一方で、一部の発注者においては、発注者の役割を適切に果たすことが困難となっている状況も見受けられる。その要因としては、これまで、公共建築工事の発注者が果たすべき役割について十分に整理されておらず、発注者が自らの役割について適切に理解することが困難であること、発注者支援を受けないことで設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話が十分に行われていないことなどが考えられる。

2. 発注者がその役割を適切に果たすための方策

上記1.の状況を踏まえ、公共建築工事の発注者は、その役割を適切に果たすために、以下の方策を講ずることが望ましい。国土交通省においては、自ら発注者としてこれらの方策を講ずるとともに、他の発注者等と協力・連携し、これらの環境の整備にも努める必要がある。

(1) 発注者の役割の理解の推進

発注者は、本答申で示した発注者の役割について自覚するとともに、その役割について、それぞれの事業部局においても十分に理解されるようにすること。

(2) 技術基準等の整備・活用と人材育成の推進

発注者は、公共建築工事に関する発注者の業務内容の変化への対応等を考慮した適切な業務遂行が効率的になされるように、技術基準等の整備・活用を推進すること。また、業務遂行能力を高めるために、研修等による人材育成を推進すること。

(3) 個別の公共建築工事の適切な発注と実施等のための外部機関の活用等の推進

発注者は、必要に応じて、事業部局との連携、公共建築工事の発注と実施（発注条件の取りまとめ、設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話も含む。）に関する発注者支援を受けるため、外部機関（民間を含む。以下同じ。）や広域的な連携の仕組みを活用すること。なお、外部機関を活用する場合においても、その責任は発注者が負うことに留意すること。

(4) 発注者間の協力や連携の推進等

上記を効果的・効率的に進めるために、発注者は相互に協力や連携を推進すること。また、発注者は、公共建築工事の発注と実施に関する実態や課題を共有化するために、透明性・公平性の確保に留意しつつ、設計者、施工者等の団体等との意見交換を継続的に行うこと。

IV. 当面実施すべき施策

上記Ⅲ.の考え方を踏まえ、国土交通省は以下の施策を推進し、公共建築工事の発注者の業務が適切に行われるように努めるべきである。

(1) 発注者の役割の理解の促進

国土交通省は、それぞれの発注者が本答申で示した発注者の役割を自覚するとともに、それぞれの事業部局においても十分に理解されるように、その役割について、発注者に対して十分な周知を図ること。

そのために、本答申で示した発注者の役割に関する解説を作成するとともに、研修等を通じて、発注者の理解の促進を図ること。

(2) 技術基準等の整備・活用と人材育成の促進等

国土交通省は、公共建築工事に関する発注者の業務内容の変化への対応等を考慮した適切な業務遂行が効率的になされるように、以下の取組を行うこと。

1) 技術基準等の整備・活用の促進

国土交通省は、本答申で示した発注者の役割を踏まえ、技術基準等について総点検を行い、必要に応じて改定を行うこと。また、発注者が置かれた状況が多様であることを踏まえ、技術基準等に関する概要や、よくある質問(FAQ)等を作成し、発注者に対して情報提供を行うこと。

2) 人材育成の促進

国土交通省は、公共建築工事に関する研修等の情報について、市町村の職員も参加可能なものも含めて取りまとめ、発注者に対して情報提供を行うこと。

3) 発注者の業務内容に関する情報提供の推進

国土交通省は、以下の事項を取りまとめ、発注者に対して情報提供を行うこと。

- ① 公共建築工事の過程における留意事項や発注条件として示すべき項目、それらに関する不適切と考えられる運用。先進的取組等の優良事例
- ② 公共建築工事に関する新たな業務の内容やその具体事例

(3) 個別の公共建築工事の適切な発注と実施に資するための環境の整備

1) 相談窓口の活用の促進と適切な対応

国土交通省は、個別の公共建築工事の発注と実施、技術基準等の整備・活用等に当たって発注者が相談窓口を活用できるよう、相談窓口について、発注者に対して十分な周知を図ること。

また、発注者から寄せられる相談に対して、本答申で示した発注者の役割を踏まえた適切な助言等の対応を行うこと。

2) 外部機関の活用に関する環境の整備

国土交通省は、本答申で示した発注者の役割について、発注者への支援を行うと考えられる外部機関に対して情報提供を行うこと。また、それらの外部機関の発注者支援に関する情報を収集し、発注者に対して情報提供を行うこと。

(4) 発注者間の協力や連携の促進等

国土交通省は、発注者間の協力や連携の促進のために、また、公共建築工事の発注と実施に関する実態や課題の共有化を図るために、各省各庁や都道府県等の発注者との間、設計者や施工者等の団体等の受注者との間の意見交換を継続的に行うこと。

V. おわりに

公共建築工事は今後も行われ続けるものであり、整備された公共建築の品質は将来にわたって維持されなければならない。そのため、公共建築工事の発注者の役割については、それぞれの発注者において、継承されていく必要がある。

一方で、発注者の体制、職員の配置状況や業務経験、公共建築に求められるもの、公共建築工事に関する発注者の業務内容は、時代とともに変化していく。そのため、発注者がその役割を適切に果たすための方策については、状況に応じて見直しを図っていく必要がある。

それぞれの発注者には、その役割を適切に果たすための方策として示した取組とそれらの取組の状況に応じた見直しを継続的に行うことが求められる。

国土交通省には、公共建築工事の発注者としての先導的役割が期待されていることを認識し、自らが適切に発注者の役割を果たしていくとともに必要な取組を率先的に実施していくこと、また、公共建築工事を適切に発注、実施していくために設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話を適切に進めることが求められる。

本答申で示した公共建築工事の発注者の役割は、民間建築工事にも参考となるものと考えられる。

○審議経緯等

・社会資本整備審議会建築分科会官公庁施設部会 委員名簿

(平成 28 年 12 月 16 日時点)

委員	浅見 泰司	東京大学大学院工学系研究科教授 (部会長代理)
委員	飯島 淳子	東北大学大学院法学研究科教授
委員	大森 文彦	東洋大学法学部教授、弁護士 (部会長)
委員	藤田 香織	東京大学大学院工学系研究科准教授
臨時委員	坂本 雄三	国立研究開発法人 建築研究所 理事長
臨時委員	清家 剛	東京大学大学院准教授
専門委員	斎尾 直子	東京工業大学環境・社会理工学院建築学系准教授
専門委員	佐藤 主光	一橋大学大学院教授
専門委員	前 真之	東京大学大学院准教授
専門委員	松本 由香	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授

(五十音順、敬称略)

・官公庁施設部会における審議経緯等

(平成 28 年)

6 月 20 日	諮問
8 月 4 日	第 1 9 回部会 (第 1 回審議) ・公共建築工事の特徴を踏まえた発注者の役割
10 月 14 日	第 2 1 回部会 (第 2 回審議) ・発注者が役割を適切に果たすための方策 ・答申骨子 (素案)
11 月 25 日	第 2 2 回部会 (第 3 回審議) ・答申素案
12 月 16 日	第 2 3 回部会 (第 4 回審議) ・答申案

(平成 29 年)

1 月 20 日	答申
----------	----

4. 関連資料

○品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組

品確法を踏まえた国土交通省大臣官房官庁営繕部の主な取組について概要版を以下に掲載します。それぞれの内容について詳しく知りたい場合は、国土交通省ホームページで各資料の全体版をご参照下さい（下記URL）。また、ご不明な点等がありましたら必要に応じて最寄りの公共建築相談窓口へご相談下さい。

【品確法関連の参考情報の掲載ページ】

国土交通省のHPには、公共工事の品質確保のための各種の情報を掲載しています。

- ・改正品確法についての掲載ページ

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000175.html

- ・改正品確法に基づく基本方針についての掲載ページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000650.html

- ・改正品確法に基づく運用指針、ガイドラインについての掲載ページ

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_reiwaunyoshshishin.html

- ・官庁営繕のページでは建築事業に関する参考情報を掲載

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/index.html>

－公共建築の品質確保

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000029.html

－入札・契約手法

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000085.html

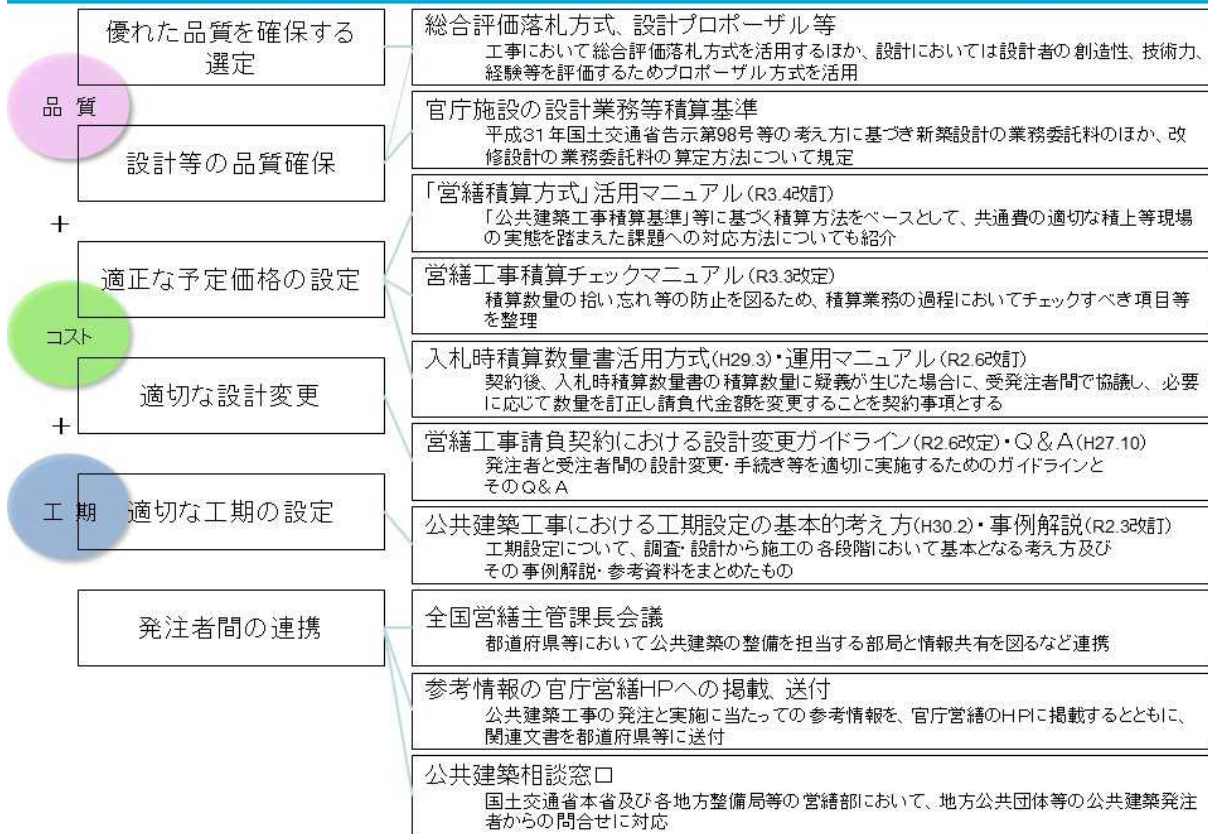
－円滑な施工確保対策

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000006.html

－関係法令及び技術基準

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htm

品確法等を踏まえた官庁営繕の主な取組



官庁営繕工事における総合評価落札方式の活用

品確法において、基本理念として、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約による公共工事の品質確保について規定

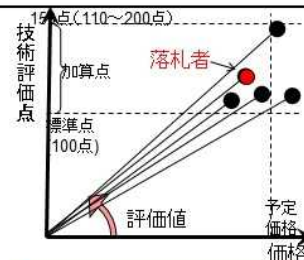
第3条第2項

公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等(工事及び調査等をいう。以下同じ。)の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約**がなされることにより、確保されなければならない。

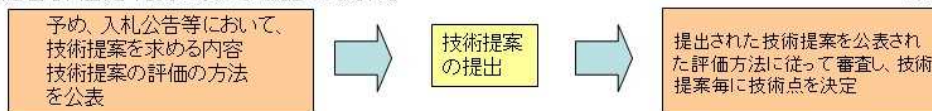
「総合評価落札方式」は、施工品質、安全性等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式です。

【直轄営繕工事における総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。



【総合評価落札方式の手続きの流れ】



【総合評価の評価項目】

技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持(騒音・振動・水質汚染など)など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事実績、工事成績など
地域精進度・貢献度に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績など

建築審議会答申(平成3年3月)において、
 「官公庁施設は国民共有の資産として質の高さが求められることから、その設計業務を委託しようとする場合には、設計料の多寡による選定方法によってのみ設計者を選定するのではなく、**設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要である**」
 ことを踏まえ、建築設計者の選定のあり方について基本的な考え方が示されました。
 国土省官庁宮繕においては、これを受け、平成6年度から**建築設計者の選定に「プロポーザル方式」を導入**しています。

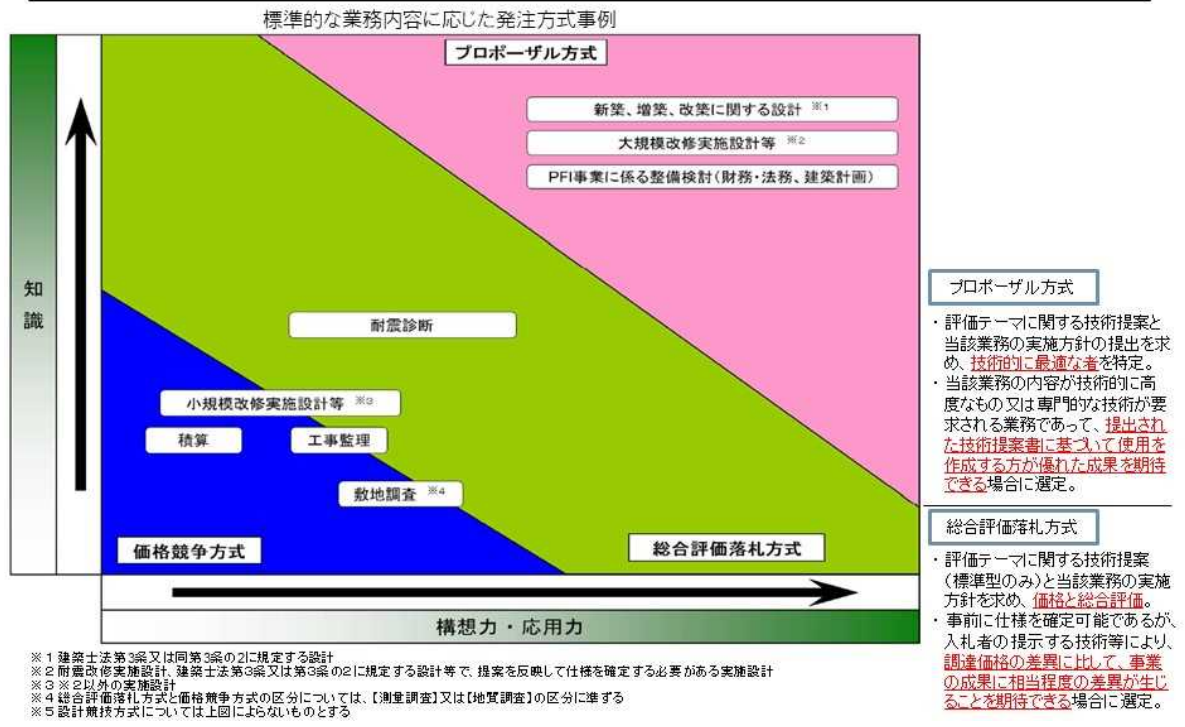
品確法においても、**設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすもの**であり、**技術者の能力、技術提案の評価等による品質の確保**について求められています。

品確法第3条第12項
 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の業務の内容に応じて**必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されなければならない。**

基本方針
 公共工事に関する調査等の契約においても、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、調査等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務が適切に実施されること、その業務の内容に応じて**必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されること、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等**を通じ、その品質を確保することが求められる。

平成27年1月に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針)においても、設計業務等の入札契約方式としてプロポーザル方式、総合評価落札方式等があげられています。

建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインにおいて、調査・設計業務の発注手続きについて定めています。



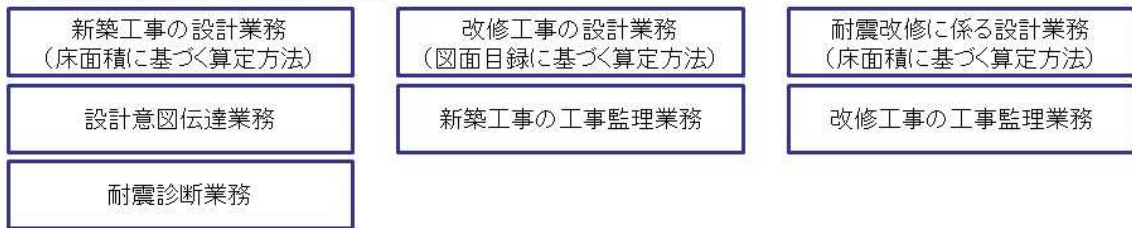
○「官庁施設の設計業務等積算基準」(平成21年4月1日付け国営整第1号)及び「官庁施設の設計業務等積算要領」(平成21年4月1日付け国営整第3号)は、建築士法に規定される業務報酬基準※の考え方に基づき、**官庁施設に係る設計業務等委託料を積算するための標準的な方法や必要な事項を定めたもの。**

※「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる基準」(平成31年国土交通省告示第98号)。設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、業務報酬基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならない(建築士法第22条の3の4の規定による。)

■設計業務等委託料の構成及び費用の算定



■算定方法を示している業務の種類



【改修設計】図面目録に基づく算定方法

○図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合の算定方法を示している。
○基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別途計上。

設備改修の場合の
図面目録の作成例
(抜粋)

■ 建物規模：
RC-2
延べ面積750m²程度の庁舎

■ 改修内容：
空調調和設備の更新改修
及び付帯工事

「建築工事設計図書作成基準」や
「建築設備工事設計図書作成基準」を参考にして図面目録を作成

➔

	図面名称	縮尺
1	改修工事特記仕様書(機械設備工事の部)	
2	案内図・配置図・断面図	1/200
3	機器表(新設)(撤去)	
4	空調調和設備 配管・ダクト系統図	
5	空調調和設備 1・2階配管・ダクト平面図(新設)	1/100
6	空調調和設備 R階配管・ダクト平面図(新設)	1/100
7	空調調和設備 1・2階配管・ダクト平面図(撤去)	1/100
8	空調調和設備 R階配管・ダクト平面図(撤去)	1/100
9	空調調和設備 機械室 配管・ダクト詳細図(新設)(撤去)	1/50
10	自動制御設備 システム図(新設)(撤去)	
11	自動制御設備 1・2階 平面図(新設)	1/100
12	自動制御設備 R階 平面図(新設)	1/100
13	自動制御設備 1・2階 平面図(撤去)	1/100
14	自動制御設備 R階 平面図(撤去)	1/100
:	
20	改修工事特記仕様書(電気設備工事の部)	
21	電灯設備 1・2階(照明・コンセント)平面図(改設)	1/100
:	

- 「適正な予定価格の設定」については、『営繕積算方式』活用マニュアル」や「営繕工事積算チェックマニュアル」を作成しています。
- また、「入札時積算数量書活用方式」について、平成28年度の試行結果を踏まえ、平成29年度から直轄の営繕工事において本実施に移行しています。
- これらについて、地方公共団体等に対し、各種会議等における説明を通じ普及・促進を図っています。

『営繕積算方式』活用マニュアル

営繕工事積算チェックマニュアル

<p>実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定し、施工条件の変更や物価変動等に適切に対応できる積算手法である「営繕積算方式」(※)を分かりやすく解説したものです。</p> <p>※公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組をパッケージ化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共通仮設費の適切な積上 ○ 物価スライド ○ 適切な工期設定 ○ 最新単価の適用 ○ 見積活用方式 ○ 積算条件の明示 ○ 市場単価補正方式 ○ 地域外労働者の確保費用の計上 ○ 適切な数量算出 ○ 工期連動型共通費積算方式 	<p>数量の拾い忘れや違算を防止し精度向上を図るため、積算の各過程でチェックすべき項目や数量確認のための数値指標を整理したものです。</p> <p>マニュアルの構成(新営・改修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 数量算出チェックリスト (例:コンクリートの増打ち部分はきちんと計上しているか) ○ 積算数量調査チェックリスト (例:コンクリート打設手間は打設部位、打設回数毎に計上しているか) ○ 数量チェックシート(建築のみ) (例:コンクリート総量は基準面積×(0.8~1.0 m²/m²)の範囲であるか否か)
---	---

入札時積算数量書活用方式

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「入札時積算数量書」の活用を促します。(入札説明書に明記)
 - 契約後、「入札時積算数量書」の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とします。(契約書に位置付け)
- ※ 受注者発議の協議は、入札時に発注者が示す「入札時積算数量書」の積算数量を活用した場合に可能

『営繕積算方式』活用マニュアルの普及・促進

- 学校や庁舎等の公共建築工事を確実・円滑に実施するため、実勢価格や現場実態を的確に反映した**適正な予定価格**及び**適切な設計変更**に活用できるよう、『営繕積算方式』活用マニュアルを普及・促進

適正利潤の確保のための適正な予定価格の設定等

適正な予定価格の設定

- 「見積活用方式」の積極的な活用
 - ⇒ 以下の工事において、当初発注から入札参加者の見積を積極的に活用する。
 - ① 過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事
 - ② 標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事
- 施工条件を考慮した工事費の算出 (単価補正)
 - ⇒ 施工時間の制限、施工箇所(範囲)の点在状況、施工範囲(施工性)等の条件により施工効率の低下が見込まれる工事量の少ない改修工事について、単価の割増し補正等により適切に費用を計上する。

図から読み取れる少量施工における割増しのイメージ

新築工事	標準単価	例) ビール床タイル 1,400円/㎡
屋外から改修工事	標準積算単価	例) ビール床タイル 1,400×1.08 = 1,512円/㎡
屋内から改修工事(少くも少量施工)	少量施工の割増し	例) ビール床タイル 1,510×1.20 = 1,812円/㎡

公共建築相談窓口等を通じて地方公共団体等に普及・促進

- 適切な設計変更**
- 入札時積算数量書活用方式の導入
 - ⇒ 契約後、発注者が示した積算数量に疑義が生じた場合、受発注者間で協議し、必要に応じて変更することを契約事項とする方式。
 - 新型コロナウイルス感染症対策に係る適切な費用の計上
 - ⇒ 個々の工事現場での感染拡大防止のために必要な対策について、受注者から提出された実施計画書に基づき受発注者間で協議したうえで設計変更を行い、対策に要する費用を適切に計上する。

公共建築工事(復旧工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組(1)

○ 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定

(1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定

- ① 入札日直近の**最新単価を採用**(予定価格が事前公表であっても、直近の予定価格に基づき修正公告等)
- ② 工事内容や施工条件に応じた適正な単価を設定するため、市場単価を補正する「**市場単価補正方式**」の採用
- ③ 工事が**少量、僅少等**の場合の**単価補正等**
- ④ 材料価格・複合単価・市場単価について、専門工事業者・メーカー等から見積りの提出を求め、単価設定で考慮
- ⑤ 見積単価は、過去の工事実績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して適正に設定
- ⑥ 実勢価格の把握が困難な場合には、入札参加者から見積りを収集して予定価格に反映する「**見積活用方式**」の採用
- ⑦ 復旧工事の特徴と留意すべき事項、主な対応策

(2) 現場実態を反映した**共通費(共通仮設費、現場管理費)**の算定及び条件明示

- ① 揚重機、仮設用借地等に要する費用について、現場の実情に応じて算定し、共通仮設費に積み上げ(設計変更も可能)
- ② 共通仮設費の積み上げ項目等について、**施工条件明示、公開数量書への明記**に係る取組
- ③ **遠隔地から労働者を確保するための費用**(旅費や宿泊費)を設計変更し、共通費に積み上げ
- ④ **小規模長期工事**における**共通仮設費・現場管理費の加算**

(3) 現場実態を考慮した適切な**工期**の設定

- ① 工事内容、施工条件等を踏まえた適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応の徹底
- ② 工期延長にともない増加する共通費(共通仮設費、現場管理費)について、「**工期連動型共通費積算方式**」で増額変更
- ③ 工事の一時中止に伴う増加費用の積算

公共建築工事(復旧工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組(2)

○ 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更

- (4) 施工条件の変更に伴う適切な設計変更
- (5) 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用

○ 適切な数量の算出

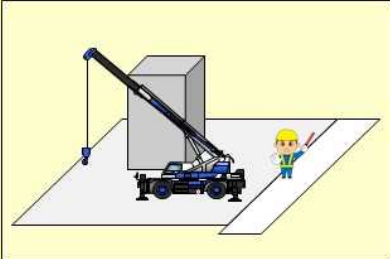
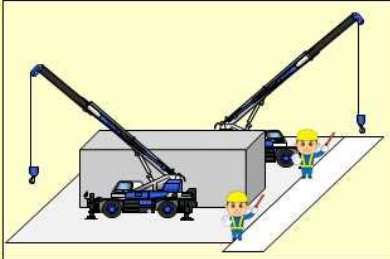

- (6) 設計図書に基づく数量の適切な算出
 - 予定価格算出の前提となっている数量の適切な算出、施工条件等が施工実態と乖離している場合は適宜見直し
- (7) 営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の実施

○ 新たな政策課題への対応

- (8) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策(積算関係)
- (9) 熱中症対策に係る費用の計上
- (10) 労災補償に必要な保険契約における保険料の費用他の計上
- (11) 墜落制止用器具(フルハーネス型)の原則化に伴う対応
- (12) 営繕工事における週休2日促進工事(積算関係)

○現場の実状に応じた共通仮設費の算定（共通仮設積み上げ費用のイメージ）。

○ 建物規模（延床面積）は同じであっても、**建物形状、敷地形状や工期等が違くと、必要となる揚重機や交通誘導警備員数は異なるため、適切な条件明示及び個別計上が重要。**

【ケース1】	【ケース2】	【ケース3】
【現場条件】 ◆ 標準的な工期、敷地に余裕有り、前面道路は交通量少ない 【揚重、交通誘導の共通仮設】 ◆ ホイールクレーン1台、6ヶ月設置 ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置	【現場条件】 ◆ 厳しい工期、敷地に余裕有り、前面道路は交通量多い 【揚重、交通誘導の共通仮設】 ◆ ホイールクレーン2台、4ヶ月設置 ◆ 交通誘導警備員2名、10ヶ月配置	【現場条件】 ◆ 標準的な工期、敷地が狭い、前面道路は交通量少ない 【揚重、交通誘導の共通仮設】 ◆ タワークレーン1台、6ヶ月設置 ◆ ホイールクレーン1台、2ヶ月設置 ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置
		

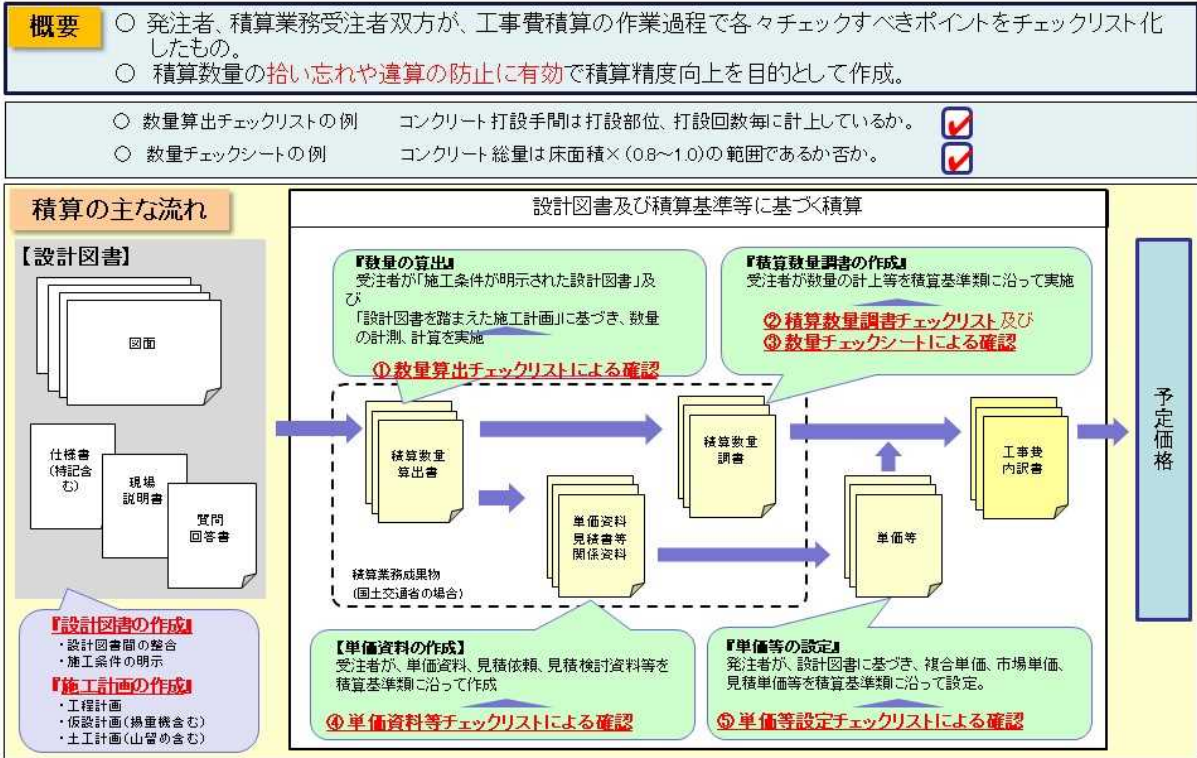
共通仮設費の比較(対比)

【積算】 ◆ 揚重 1.00 ◆ 交通誘導 1.00	【積算】 ◆ 揚重 1.33倍 ◆ 交通誘導 1.54倍	【積算】 ◆ 揚重 1.45倍 ◆ 交通誘導 1.00倍
---	---	---

◆ **施工条件明示について** ※「施工条件明示について」(平成14年5月30日付国営計第24号)より

明示項目及び明示事項(案)

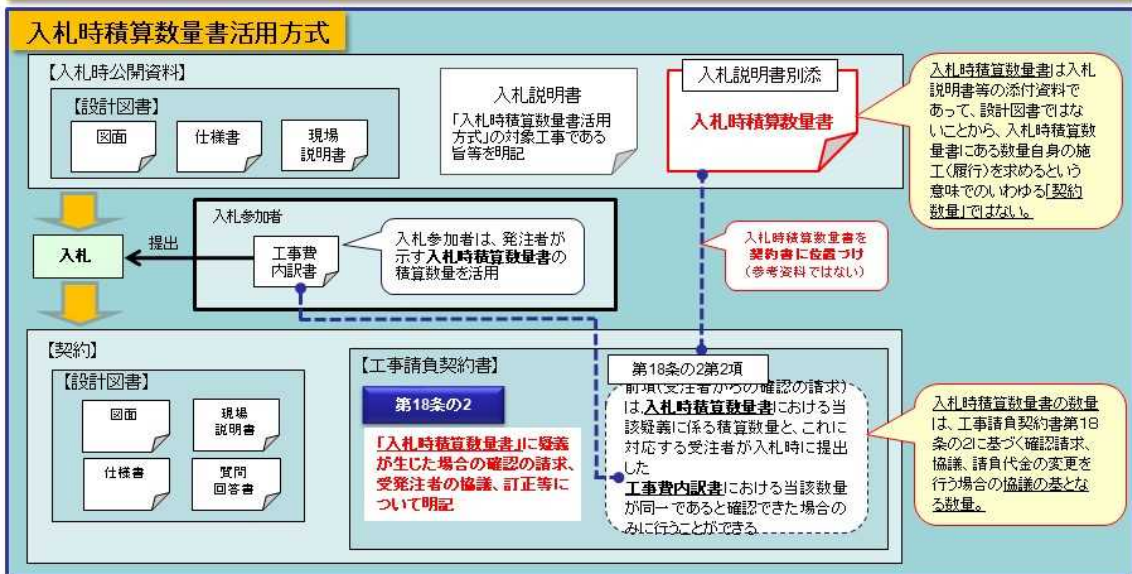
明示項目	明示事項	明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上予定している休日日数以外の作業不能日数等	仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
用地関係	1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等	建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械、設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の結露等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等	工事支障物等	1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物名称、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸欠欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容	排水関係	1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置	薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
		その他	1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期



※「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について」(平成29年3月14日付国営積第23号他)より

概要

- 改正品確法において、「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料(参考数量)との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつき。
- 「入札時積算数量書活用方式」では、契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを**契約事項**とする。



国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念にのっとり、関係機関等との協議を調え、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(以下、26年版ガイドライン)』を策定した。

- ◇構成 ・「設計変更ガイドライン」+「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容 ・設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目的 ・発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施
・発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

品確法の改正(平成26年6月施行)



基本理念の追加(将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手確保等)を実現するために、発注者の責務が明確化されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な見直しを施し、平成27年5月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン』を改定した。

- ◇主な改正点 ・指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現
・Q&Aは、ガイドライン本体から切り離し更なる充実を図り、
地方公共団体等に対して周知(H27.9月末)(平成29年3月一部改訂)

今回の改定は、「工事請負契約書の制定について」の一部改正(令和2年3月17日国地契第63号、国北予第49号)によるものである。(工事請負契約書の条項の整合)

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について

- 国土交通省官庁営繕部では、公共建築工事における工期設定の現状に関して建設業団体と意見交換を行い、問題意識を共有するとともに適切な工期を設定するための方策等について、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」(H27.3.25)として取りまとめました。



- 地方公共団体を対象とした発注者支援に関するアンケートでの意見を踏まえ、公共建築工事全体へ普及を促進するため、国土交通省官庁営繕部は、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(H27.10.21)として取りまとめました。



- 「働き方改革実行計画」に基づき設置されました建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議において、公共・民間含め全ての建設工事において働き方改革に向けた適正な工期設定等が行われることを目的として「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定され、基本的考え方については適正な工期設定を検討する際の参考として明記されました。
- 国土交通省では公共建築分野の発注者が連携を図り、建設業の働き方改革を一層推進するため、各省各庁や地方公共団体、建築設計団体、建設業団体の意見も踏まえ、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について所要の見直しを行うとともに、従来の官庁営繕部取りまとめから中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議取りまとめに変更しました。(H30.2.9)

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(注)は適正な工期を確保するための方策や留意事項等を明記したもの
 (注)それぞれの現場や発注者の状況等を踏まえ参考とするもの
 (赤字は主な変更点)

国土交通省官庁営繕部取りまとめから中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議取りまとめに変更

<p>○ 基本方針 工事の規模、地域の実情、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定 適正な工期設定が、担い手確保のため必要であることを追記</p>	<p>○ 入札契約段階 (1) 明確な質問回答と施工条件の明示 (2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止</p>
<p>○ 調査及び設計段階 (1) 次の期間の十分な想定 ① 現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間 ② 設計、入札契約手続及び施工の期間 労務・資機材調達等の準備期間、施工終了後の自主検査等の後片付け期間を追記 ③ 近隣等関係者への説明・調整に要する期間 (2) 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施 (3) 図面審査の確実な実施、要求性能と施工中の確認事項の設計図書への明示</p>	<p>○ 施工段階 (1) 迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施 遅滞ない設計意図伝達が必要であることを追記 (2) 工事の進捗状況の的確な把握 (3) 関係工事間の調整の適切な実施 全体工期のしわ寄せがないよう設備工事など後工程の適正な施工期間を確保することを追記</p>
<p>○ 工事発注準備段階 (1) 適切な工期の入札条件への設定 (2) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化 (3) 技術者を過剰に拘束しない工期設定</p>	<p>○ その他留意事項 (1) 多雨など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮 (2) 週休2日の確保や不稼働日等を考慮 (3) 受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮 ○ 適正な工期設定を自ら適切に行うことが困難な場合、外部機関等の仕組みを活用することを追記 等</p>
	<p>○ 工期の変更 設計図書の施工条件と現場の状態が一致しない場合等において適切な設計変更等を実施</p>

各種会議や公共建築相談窓口等を通じて公共建築工事等の発注者への普及・促進

【適切な工期設定に役立つ参考資料】

公共建築工事における適切な工期の設定にあたり、参考となる資料の例として次のものがある。

○工期設定のイメージ図

調査及び設計段階等における具体的な工期設定の事例

※本事例はあくまで一例であり、さまざまなケースが考えられる。

<https://www.mlit.go.jp/common/001133185.pdf>

○適切な工期を設定するためのチェックシート

調査及び設計段階における事前調査で確認すべき事項のチェックシート

※本事例はあくまで一例であり、さまざまなケースが考えられる。

<https://www.mlit.go.jp/common/001133186.xlsx>

○適切な工期を設定するための事前調査票

調査及び設計段階において敷地、使用者の要望等、当該工事の工期を適切に設定するための前提条件とすべき事項の調査票

※本調査票は、各発注者の実情を踏まえ、カスタマイズして使用するものである。

<https://www.mlit.go.jp/common/001133187.doc>

○木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項

木造庁舎の整備にあたり、工期やコストに影響を及ぼす留意事項をまとめたもの。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gutai_torikumi.html#moku_ryuuijikou

また、関連団体においても参考となる資料が作成されている。

○建築工事適正工期算定プログラム（（一社）日本建設業連合会＝日建連）

新築工事における用途・構造・規模等の建物データを入力することにより、完全週休2日、8時間労働、長期休暇の取得を考慮した適正工期をネットワーク工程表として簡便に作成することができるツール

※本プログラムの適正工期は、主に都市部における標準的な工期を示しており、設備工事の工程が全体工期に影響する場合、労務調達等が円滑でない地域の場合等では別途考慮が必要である。また、地中障害物、埋蔵文化財の有無や官公庁手続、周辺住民との調整等諸々の事案によって別途考慮すべき要素が異なるので、各発注者において十分な事前調査が必要である。

<https://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html>（日建連ホームページへ）

○自家用電気工作物の設置及び受電時期設定の手引き

（（一社）日本電設工業協会＝電設協）

電気設備工事について、契約時から竣工までの業務に従事する際の確認事項や、施設利用者等の関係者へ説明するための知識等を整理した手引き。

<https://www.jeca.or.jp/files/libs/1174/201801261608503414.pdf>（電設協ホームページへ）

品確法において、成績評定を自らの発注や発注者間相互において活用するため、公共工事（公共工事及び公共工事に関する調査及び設計）については評価の標準化やデータベースの整備等の措置を講ずるよう規定。

第7条第2項

発注者は、公共工事等の施工状況等及びその評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。



公共建築工事等については、中央省庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会及び全国営繕主管課長会議幹事会において、次の指針等を取りまとめ、工事及び設計業務等のそれぞれについて、成績の評価の標準化を進めています。

- 公共建築工事成績評定要領作成指針
- 建築設計等委託業務成績評定要領作成指針

更に参加登録した発注機関の間で成績評定結果の共有化を図り、相互利用を行っています。

○令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）は、**1,858件**の相談に対応。

相談者の内訳



※ 民間等…民間発注者、設計事務所、建設業者等

相談内容の内訳

相談内容	件数	割合
企画・予算措置	205	11%
設計	228	12%
積算	469	25%
入札契約手続き	130	7%
工事監理	211	11%
保全	327	18%
その他	288	16%
合計	1,858	100%

相談者・相談内容の特徴

<相談者>

○公共発注機関からの相談が全体の8割を占めている。

<主な相談内容>

- 積算
 - ・積算関連基準の内容、工事一時中止に伴う費用の計上方法
- 保全
 - ・保全関連基準の内容
- その他
 - ・生産性向上(BIM、建設現場遠隔臨場、情報共有システム)、押印の見直し、環境対策、電子納品 等

【新型コロナウイルス感染症に関する相談】

- ・工事現場内における感染拡大防止対策の取組内容
- ・工事一時中止に伴う費用負担、コロナ対策費用の計上 等

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の改正(令和元年6月14日)を受けた、官庁営繕事業に係る設計業務等の取組は以下のとおり。【ポイント: 主な項目に対する取組を整理。赤字が改正後の取組。】

主な項目	品確法・基本方針・運用指針	官庁営繕の取組
<p>【業務発注段階】</p> <p>① 予定価格の適正な設定</p> <p>② ダンピング受注の防止</p> <p>③ 履行時期の平準化</p> <p>④ 適正な履行期間の設定</p> <p>⑤ 適切な入札契約方式の選択と技術的能力の審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> 履行の実態等を的確に反映した見積を行う 最新の業務履行の実態等を踏まえて積算基準を見直す 適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定する 計画的な発注、繰越明許費や債務負担行為の活用により、実施の時期の平準化を図る 労働条件が適正に確保されるよう、適正な履行期間を設定する 技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務等においてはプロポーザル方式により技術提案を求める 若手技術者の登用等も考慮する 	<p>※赤字は品確法改正R1.6.14以降の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」制定(H21.4、H31.2(改定)) 〇「低入札価格調査基準」設定(H19.4~) 〇「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」作成(R2.10) <ul style="list-style-type: none"> ・適正な履行期間の設定 ・履行時期の平準化と適切な業務発注 〇原則全ての新築設計業務におけるプロポーザル方式の採用(H6.6~)(※) 〇「建築設計業務委託の進め方」作成(H30.5) 〇若手技術者の配置促進の取組の試行(R1.7~)
<p>【業務履行段階】</p> <p>⑥ 条件明示と適切な変更</p> <p>⑦ 履行状況の確認</p> <p>⑧ 情報通信技術(ICT)を活用した生産性向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適切に設計条件を明示する 必要と認められるときは、設計仕様書の変更及びこれに伴い必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う 休日明け日を依頼の期限日にしない等のウイークリースタンスの適用等により、履行状況の確認を適切に実施する BIM/CIMや3次元データを積極的に活用するとともに、情報共有システム等の活用を推進に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 〇「官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式」制定(H27.3) 〇「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」作成(R2.3) 〇「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」作成(R2.10) [再掲] <ul style="list-style-type: none"> ・手戻り防止のための設計業務プロセス管理 ・業務環境の改善と生産性向上 〇BIMを用いた基本設計図書 の作成及び納品の試行(R1.4~) 〇一貫したBIMの活用を前提とした設計図書 の作成及び納品等の試行(R2.4~) 〇PF事業において維持管理段階までの一貫したBIMの活用に向けた試行を実施(R3.4~)
<p>【発注者間の連携】</p> <p>⑨ 業務実績及び成績評価結果の相互活用</p> <p>⑩ 発注者の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務実績等についてはPUBDIS等を積極的に活用し、発注者間での情報共有に努める 業務成績評価については、評価結果の発注者間の相互利用を促進する 発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を支援するとともに、その者の育成・活用の促進に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 〇PUBDISによる業務実績及び成績評価結果のデータベース化と発注者間での情報共有(H7~(評価結果)H24~) 〇成績評価の標準化と評価結果の相互利用の促進(H24~) 〇「発注者支援業務事例集」作成(H19.5、最終更新H30.5) 〇「発注者支援業務等業務委託様式事例集」作成(R1.6)

※「知的財産推進計画2020」(R2.5.27知的財産戦略本部決定)において、「『公共工事の品質確保の促進に関する法律』等を踏まえ、建築設計業務など品質を適切に評価することが必要な業務については、質的な評価により設計者を選定することを徹底する。そのうえで、発注者の取組状況などを踏まえ、必要に応じ、品質を評価すべき知的・創造的業務の明確化など会計法、地方自治法などに基づく公共調達制度や運用の見直しを検討する。」と記載されている。

働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン(概要) 全国営繕主管課長会議

背景

- 〇「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の令和元年6月改正において、設計を含む調査等が法律の対象として位置づけられるとともに、働き方改革の推進に対応する見直しが行われた。
- 〇これを踏まえ、国土交通省官庁営繕部では、建築設計三会*との意見交換を経て、R2.3に国交省版ガイドラインとしてとりまとめた。*(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会

本ガイドラインの概要

■本ガイドラインの目的等

- ・建築設計業務受注者の働き方改革に配慮した業務委託を実施するために、発注者の留意事項をとりまとめたもの。
- ・働き方改革推進には、公共建築設計の発注者の足並みをそろえた取組が重要であるため、全国営繕主管課長会議*において、国交省版ガイドラインを充実させて新たに作成したもの(R2.10)。

※ 都道府県及び政令指定都市の営繕担当課長と国土交通省大臣官房官庁営繕部が参加

■ガイドラインの章構成

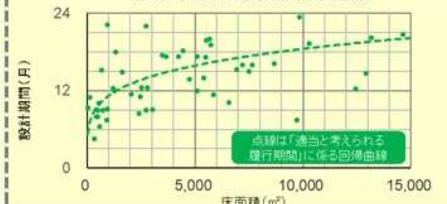
- [1] 適正な履行期間の設定
- [2] 手戻り防止のための設計業務プロセス管理
- [3] 業務環境の改善と生産性向上
- [4] 履行時期の平準化と適切な業務発注

■記載内容の例

※一部抜粋

- [1] 適正な履行期間の設定
- 〇 週休2日の確保、祝日、年末年始、夏季休暇等による不稼働日を考慮する。
 - 〇 次に示す調整等の時期及びこれらに要する期間を考慮する。
 - ・ 計画通知や各種法令・条例に基づく許認可等に係る手続
 - ・ 施設管理者との協議及び調整
 - ...

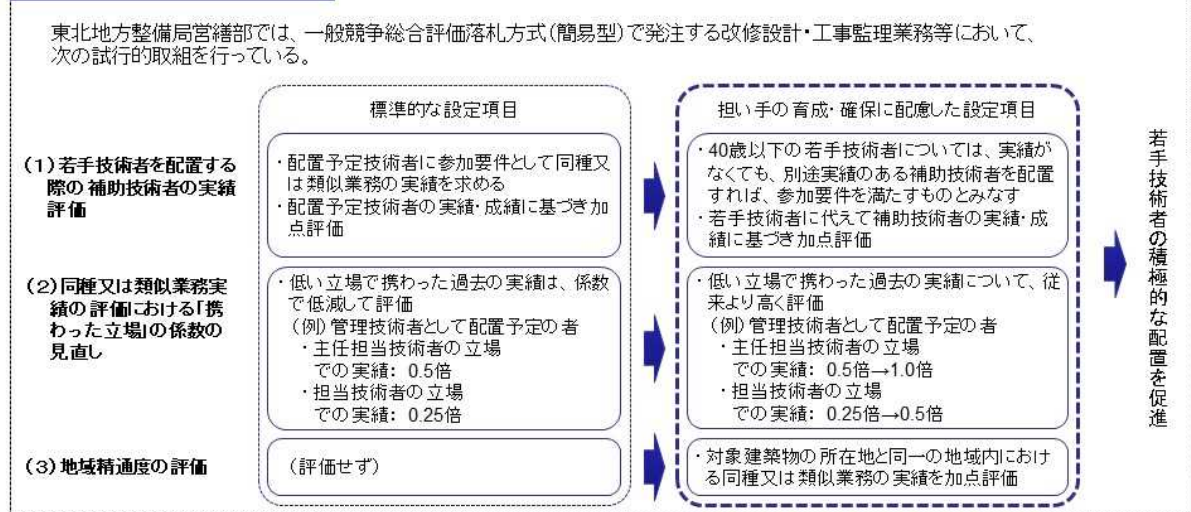
【参考】標準的な設計業務履行期間の検討
適当と考えられる履行期間(調査結果)



各章は留意事項と参考資料で構成
留意事項
参考資料

- 令和元年6月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正により、建築設計業務等を含む「調査等」が同法の対象として位置づけられ、同法の理念の一つである公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮した取組がこれまで以上に求められている。
 - これを受け、各地域の実情や業務の性格等を踏まえ、各地方整備局営繕部の設計業務等の発注において、必要に応じて担い手の育成及び確保に配慮した評価基準及び得点配分※を設定する試行的取組を開始(令和元年7月～)。
- ※「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成31年3月25日付け国営第204号ほか)に標準的な設定例等を示している。

東北地方整備局営繕部の取組例



建築設計業務等変更ガイドライン(案)

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

令和2年3月

(1) 趣旨

- 本ガイドラインは、建築設計業務及び建築工事監理業務の委託契約において、変更対象となり得るケースや変更手続の流れについて整理して示すことにより、受発注者による理解を促進し、もって変更手続の円滑な実施に資することを目的とする。
- 本ガイドラインの対象は、「建築設計業務委託契約書」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)及び「公共建築設計業務委託共通仕様書」(平成20年3月31日付け国官整第176号)に基づき委託する設計業務並びに「建築工事監理業務委託契約書」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)及び「建築工事監理業務委託共通仕様書」(平成13年2月15日付け国官技第6号)に基づき委託する工事監理業務である。
- 本ガイドラインは、これらの契約書等の規定内容に基づき、変更に係る手続のポイント等について、事例を加えつつ示すものであり、実際の変更手続に当たっては、契約書等の規定を参照する必要がある。

【参考】

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号、令和元年6月14日改正)において、設計業務等を含む「調査等」について「必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと」(同法第7条第1項第7号)が明記された。
- 発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議、令和2年1月30日改正)において、次のとおり規定された。
 ・必要と認められるときは、設計図書(注：建築設計業務においては設計仕様書)の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う。
 ・変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能となる場合の例、手続の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。
 (Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項 2-3 業務履行段階 より)

(2) 用語の定義

- 本ガイドラインで使用する用語の定義は次のとおりとする。
- 契約書：「建築設計業務委託契約書」及び「建築工事監理業務委託契約書」をいう。
 - 委託仕様書：「設計仕様書」(質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び公共建築設計業務委託共通仕様書)及び「工事監理仕様書」(質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び建築工事監理業務委託共通仕様書)をいう。
 - 委託仕様書等：委託仕様書又は業務に関する指示をいう。
 - 契約図書：契約書及び委託仕様書をいう。

24

2. 変更の対象となり得るケース

(1) 条件変更等

第21条

第14条

○委託仕様書に誤謬又は脱漏があることを発見したとき 第二号

委託仕様書に誤りがあると思われる又は委託仕様書に表示すべきことが表示されていない場合について規定したものを。

例) 委託仕様書に表示されている設計対象建築物の計画面積が、設計条件を勘案すると明らかに誤っている。

○委託仕様書の表示が明確でないことを発見したとき 第三号

委託仕様書の表示が不十分、不正確又は不明確で、実際の業務の実施に当たって、どのように履行してよいか判断がつかない場合について規定したものを。

例) 複合施設の設計に係る委託仕様書において、一部用途が未確定となっている。

○履行上の制約等委託仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違することを発見したとき 第四号

地表の形状、地盤等の自然的な履行条件や、準拠すべき技術基準等の人為的な履行条件が、実際と相違する場合について規定したものを。

例) 履行期間中に、設計内容に多大な影響を及ぼす技術基準の改定がなされた。

○委託仕様書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたことを発見したとき 第五号

当初は予期することができなかったために委託仕様書に履行条件として定められていない特別な状態が、事後的に発生した場合について規定したものを。

例) 履行期間中に、地元関係者からの要求等により設計条件が大幅に変わった。

(凡例) 建築設計業務委託契約書の該当条項 建築工事監理業務委託契約書の該当条項

2. 変更の対象となり得るケース

(2) その他の委託仕様書等変更

(凡例)

建築設計業務委託契約書の該当事項

建築工事監理業務委託契約書の該当事項

○【発注者】委託仕様書等の変更をする必要があると認めるとき

第22条

第15条

発注者が、上記(1)の条件変更等に該当する場合のほか、必要があると認めるときは、委託仕様書等の変更内容を受注者に通知して、設計仕様書等を変更することができるよう規定したものを。

例) 設計業務を進める上で、当初追加業務として示していなかった業務項目(例えば積算業務、模型作成等)を追加する必要が生じた。

○【受注者】技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見又は発案したとき

受注者が発注者に対して委託仕様書等の変更を提案することができるよう規定したものを。

第24条

第17条

(3) 一時中止及び履行期間の変更

○【発注者】業務の全部又は一部を一時中止した場合

第23条

第16条

発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができると、及びその場合において必要があると認められるときは履行期間や業務委託料の変更等を行うことについて規定したものを。

一時中止させるケース	設計	工事監理
	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不適当と認めた場合 ・天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不適当又は不可能となった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事の設計変更等業務の進捗が遅れたため、工事監理業務の続行を不適当と認めた場合 ・環境問題等の発生により工事監理業務の続行が不適当又は不可能となった場合 ・天災等により工事監理業務の対象箇所の状態が変動した場合 等

○【受注者】履行期間内に業務を完了することができないとき

第26条

第19条

受注者がその責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないとき、発注者に履行期間の延長変更を請求することができるよう規定したものを。

提出書類 延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表(工事監理業務の場合は業務工程計画を修正した業務計画書)等

○【発注者】特別の理由により履行期間を短縮する必要があるとき

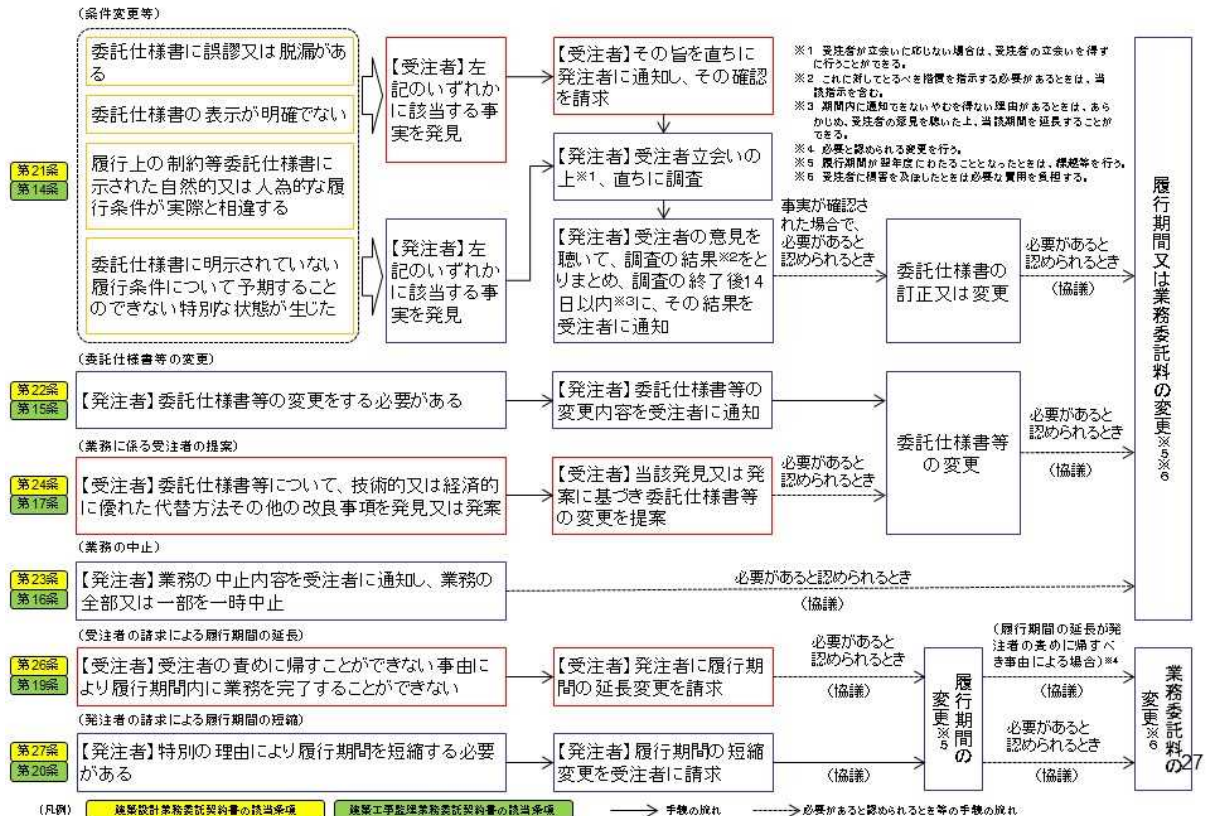
第27条

第20条

発注者が履行期間の短縮変更を受注者に請求することができるよう規定したものを。

26

3. 変更手順のフロー



■取組の背景

■未来投資戦略2018(抜粋)

i-Constructionの深化に向け、来年度までに橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理、**建築分野を含む全てのプロセスに対象を拡大**する。

官庁営繕工事において、本年度中に施工段階のBIM*をはじめとした**施工合理化技術の採用を発注者側が指定する**試行を行い、**発注・完成時の評価項目への反映を行うとともに、BIMガイドラインを改定**する。
※: BIM(Building Information Modeling)

■成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(令和元年6月)(抜粋)

BIM導入を戦略的に進めるため、国・地方公共団体、建設業者、設計者、建物所有者などの**広範な関係者による協議の場を設置**し、**直面する課題とその対策や官民の役割分担、工程表等を2019年度中に取りまとめる**。

BIMを、**国・地方公共団体が発注する建築工事で率先して利用**し、民間工事へ横展開させる。

■活用方針の概要

2020年度取組

- ① BIMの新たな取組
 - ・官庁営繕事業における設計から施工まで一貫したBIMの活用に向けた試行
 - ・施工BIMの活用(試行)
- ② 施工合理化技術の更なる導入促進
 - ・発注・完成時における施工合理化技術の評価・加算
 - ・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定(試行)
- ③ 情報共有、打合せ等の更なる円滑化
 - ・情報共有システムの活用を設計業務へ拡大(試行)
 - ・テレビ会議等の活用、建設現場の遠隔臨場の試行
- ④ ICT建築土工の試行継続

2021年度取組 太字・下線: 2021年度新規取組

- ① BIMの新たな取組
 - ・官庁営繕事業における設計から**維持管理段階まで**一貫したBIMの活用に向けた試行
 - ・施工BIMの活用(試行)
- ② 施工合理化技術の更なる導入促進
 - ・発注・完成時における施工合理化技術の評価・加算
 - ・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定(試行)
- ③ 情報共有、打合せ等の更なる円滑化
 - ・情報共有システムの活用 **(工事に於いて原則*発注者指定により活用)** ※小規模のもの、工期の短いものを除く
 - ・テレビ会議等の活用、建設現場の遠隔臨場の試行 **(案件拡大)及び要領の作成**
- ④ ICT建築土工の試行継続

工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化(活用方針以外)

地方公共団体、民間への展開 → 全国営繕主管課長会議、業界団体等へ情報共有、HPへ掲載

2021年度 官庁営繕事業における生産性向上技術の活用等

BIMの取組

●官庁営繕事業における一貫したBIMの活用(試行・拡充)



情報共有、打合せ等の更なる円滑化

●情報共有システムを**原則発注者指定により活用**

・原則全ての営繕工事*で情報共有システムを活用



●営繕工事における建設現場の遠隔臨場の**試行拡大及び要領の作成**(新規)

・「**監督職員の立会い**」を必要とする作業の一部に**遠隔臨場を活用する試行案件を拡大**



工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化

- 工事・業務関係書類については、**署名又は押印を廃止**する。
- 工事・業務において、設計図書等により書面で行うこととしている「指示」、「承諾」、「協議」等の手続きについては、原則として、**電子メール、情報共有システム等により行うこととする**。
- 工事・業務において、書面手続に電子メール又は情報共有システムを利用した場合は、**電子データを利用した検査を行う**。

5. お問い合わせ先

○公共建築相談窓口

この解説書の記載内容や、解説書に記載されていない国土交通省の官庁営繕事業における具体の運用等について詳しく知りたい場合は、最寄りの公共建築相談窓口へご相談下さい。

メールでのお問合せは hqt-eizensoudan@gxb.mlit.go.jp までお願いいたします。

全国の公共建築相談窓口一覧

組織		窓口	電話	内線	対象地域
本省	大臣官房官庁営繕部	計画課	03-5253-8111	23227	全国
北海道開発局	営繕部	営繕調整課	011-709-2311	5730	北海道
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
		保全指導・監督室		5513	宮城県、山形県、福島県
	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	—	岩手県、青森県、秋田県
関東地方整備局	営繕部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
		計画課課長補佐		5153	
		保全指導・監督室室長補佐		5513	
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	—	埼玉県、東京都(練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区)
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	—	千葉県、東京都(荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区)
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	—	山梨県、東京都(中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外)
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	—	栃木県、茨城県
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	—	神奈川県
長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	—	長野県、群馬県	
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880	—	新潟県、富山県、石川県
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	—	石川県、富山県
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	—	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421	—	静岡県
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
		計画課課長補佐		5153	
	保全指導・監督室	06-6443-1791	—	大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く)、兵庫県、和歌山県	
京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	—	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡)	
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	—	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271	—	岡山県、鳥取県
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-471-6331	5153	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
		保全指導・監督室室長補佐		5513	
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	—	熊本県、大分県
	鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188	—	鹿児島県、宮崎県
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152	沖縄県

官庁営繕部公共建築相談窓口 HP : https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html

「公共建築工事の発注者の役割」解説書(第三版) ※ 令和3年7月改定

「公共建築工事の発注者の役割」解説書の概要

- 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において明確にされた「**公共建築工事の発注者の役割**」※1について、発注者の理解の促進を図るため、平成29年6月に**解説書を作成、平成30年10月に改定(第二版)**※2

(解説書の主な内容)

- ・発注者の役割に関する解説
- ・国土交通省の官庁営繕事業における運用事例
- ・参考資料のタイトル・URL (技術基準、ガイドライン等)

※1 A:企画・予算措置を行う事業部局との連携 B:公共建築工事の発注・実施

※2 発注者が参照しやすいよう、発注者の役割ポータルサイトに参考資料のリンク一覧を掲載
発注者の役割ポータルサイトURL<https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html>

- 本解説書については、**発注者のニーズを踏まえた検討成果や時代に応じた新たな内容を追加するなど、継続的に見直すこととしている。**

今回の改定概要

- **令和元年に新・担い手3法が施行される**とともに、これを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことから、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえ、**令和3年7月に第三版として解説書を改定**

(※担い手3法:公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律)

<本文への追記>

- ・建築設計業務における働き方改革の取組
- ・中央建設業審議会の「工期に関する基準」に即した工事の工期とする必要性
- ・施工時期の平準化の必要性
- ・適正な予定価格の設定に関する取り扱い 等

<参考資料の追加>

- ・「発注者支援業務等業務委託様式事例集」
- ・「地方公共団体におけるピュア型CM活用方式ガイドライン」
- ・「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」 等

- 今後も引き続き、多様な発注者のニーズや時代に応じた新たな内容を追加するなど、継続的な見直しを行う

○ 解説書では、答申本文をNO.1～19に分割し、以下の「・」44事項を解説(赤字は主な変更点)

1	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事」の範囲等 ・公共建築工事と公共土木工事・民間建築工事との対比 ・「発注者の役割」という用語 	8	<ul style="list-style-type: none"> ・事業部局に対する技術的な助言 ○施工時期等の平準化の必要性を追記 ・事業の合理性や経済性の確保 ・事業の実施の優先順位や緊急性の評価 	14	<ul style="list-style-type: none"> ・設計意図伝達業務の適切な発注 ・設計意図伝達業務の設計図書を作成した設計者への発注 ・工事監理業務の適切な発注
2	<ul style="list-style-type: none"> ・国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質の確保 ・国等の政策 ○建築設計業務における働き方改革の取組を追記 ・地方公共団体における公共建築工事の発注者にも向けられた答申 	9	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在的な諸条件の把握 	15	<ul style="list-style-type: none"> ・設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話 ・発注条件の変更に当たっての事業部局との協議 ・契約変更の適切な実施 ○参考資料として「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」を追加
		10	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な事前調査 		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・事業部局と発注部局それぞれの責任 ・発注の部局の責任者 ・品質、工期、コストが適切なものとなるよう調整 ○中央建設業審議会の「工期に関する基準」に即した工事工期とする必要性を追記 	11	<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事において必要な事前調査 ・アスベストの有無の調査 ・改修工事の場合において、工事の段階で行うことが合理的な調査 	16	<ul style="list-style-type: none"> ・追加の調査・試験等
4	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士が適切に業務を実施できるための配慮 ・品質を確保する上で必要となる業務内容の適切な設定 	12	<ul style="list-style-type: none"> ・設計者としての善良な管理者としての注意義務 ・必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件 ・把握した諸条件の調整と発注条件の取りまとめ 	17	<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事等の関係法令等に基づく適切な実施 ・工事の段階における既存建築物の状況確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ・建築市場は民間建築工事が大多数 ・民間市場の動向の発注条件への適切な反映 ・民間市場の動向の予定価格への適切な反映 	13	<ul style="list-style-type: none"> ・最も適した設計者の選定 ・最も適した施工者の選定 ・成績評定の発注者間での相互利用 ・業務内容に応じた適正な予定価格の設定 ○難易度補正の内容変更の反映 ・適切な積算数量の算出 ・工事内容に応じた適正な予定価格の設定 	18	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の使い方等の適切な伝達
6	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者支援 ○発注者支援の参考資料として「発注者支援業務等業務委託様式事例集」、「地方公共団体におけるピュア型CM活用方式ガイドライン」を追記 			19	<ul style="list-style-type: none"> ・発注と実施に関する説明責任
7	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等に規定された発注者の責務等 				

国不入企第 2 3 号
令和 3 年 7 月 2 0 日

各都道府県主管担当部局長 殿

(契約担当課扱い)

(建設業担当課扱い)

各政令指定都市主管担当部局長 殿

(契約担当課扱い)

(建設業担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

(公 印 省 略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）について

公共建築工事の発注に当たっては「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」を対象に解説した解説書（第二版）（平成 30 年 10 月 17 日）を通知し、これを参考として頂くようお願いをしていたところです。

今般、「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、新・担い手 3 法の施行及びこれを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことや、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書が改定され、別添 1、2 のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等、地方公共団体の営繕担当課あてに通知されましたのでお知らせします。なお、改定された解説書は別添 3 のとおりです。

貴職におかれましては、公共建築工事の発注にあたりこれらを参考として頂くようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市は除く。）に対しても周知をお願いいたします。

また、別添 4、5 のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

国不入企第25号
令和3年7月20日

発注関連業務団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）について

公共建築工事の発注に当たっては「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」を対象に解説した解説書（第二版）（平成30年10月17日）を通知し、これを参考として頂くようお願いをしていたところです。

今般、「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、新・担い手3法の施行及びこれを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことや、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書が改定され、別添1、2のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等、地方公共団体の営繕担当課あてに通知されましたのでお知らせします。なお、改定された解説書は別添3のとおりです。

貴職におかれましては、傘下の会員企業に対して、本通知の内容を周知頂きますようお願い申し上げます。

また、別添4、5のとおり、都道府県及び政令指定都市の契約担当部局・建設業担当部局あて、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。